



強い「絆」

でつながる

「協同」



第43回
JA岩手県大会議案

平成24年11月21日(水) 10:30～
盛岡市都南文化会館(キャラホール)

J A 綱 領

—わたしたち J A のめざすもの—

わたしたち J A の組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。

そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは、

- 1 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
- 1 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
- 1 J A への積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
- 1 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、J A を健全に経営し信頼を高めよう。
- 1 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

は じ め に

J A岩手県大会は、3年ごとに開催されるもので、組合意識の高揚をはかるとともにJ Aいわてグループの共通の意思を決定し、これを内外に表明するものです。

昨年3月11日に発生した東日本大震災では、多くの尊い命が犠牲となり、それまで築きあげてきた生活を一瞬にして奪い去ってしまいました。そうした時、被災された方々の大きな支えとなったのは、多くの人の寄り添う心＝「絆」でした。

誰もが「何かをしなければ」「自分にできることはないか」と思い、我々J Aいわてグループも組合員とともに、全国のJ Aグループや各地域の皆様のご協力のもと被災者支援に全力で取り組みました。

改めて、J Aいわてグループは、農業のけん引役のみならず、地域を守り、リードしていく役割を果たしていかなければならないことを強く認識いたしました。

今回の大会議案のメインタイトルは『協同』でつなぐ強い『絆』、サブタイトルを「農を通して地域とともに生きる」といたしました。

今こそ、組合員が結集し、強い「絆」で、地域・農業・農村の将来像を明らかにし、作りあげていかなければなりません。

農業者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加等に加え、T P P問題や原発事故による放射能汚染被害等、J Aを取り巻く情勢は年々厳しさを増しております。

J Aいわてグループは、強い「絆」により地域農業を守り、豊かで暮らしやすい、元気な地域社会を築くため、今回の大会決議を着実に実践してまいります。

平成 24 年 11 月 21 日
岩手県農業協同組合中央会

目 次

情勢・課題・めざす方向	3
-------------------	---

I JAを取り巻く情勢	5
-------------------	---

II JAいわてグループの取組の現状と課題	7
-----------------------------	---

III JAいわてグループのめざす方向	10
---------------------------	----

実践指針	15
------------	----

I 持続可能で力強いいわての農業「純情産地いわて」の確立	18
------------------------------------	----

II 農を通じた豊かで暮らしやすい地域社会の実現	34
--------------------------------	----

III 組合員、地域住民等のニーズに十分に応えうる 組織・経営基盤の確立 ...	42
---	----

進捗管理	55
------------	----

情勢・課題・めざす方向

I J Aを取り巻く情勢

1. 市場原理主義の波にさらされる農業

- 政府は、昨年 11 月に「T P P（環太平洋連携協定）交渉参加に向けて協議に入る」ことを表明し、以降、米国・オーストラリアなど関係国と個別に交渉をすすめています。例外なき関税撤廃を原則とする T P P への参加は、農業の振興とは両立できるものではありませんし、農薬・食品添加物の基準緩和等を求められる可能性も非常に高く、食の安全・安心が脅かされることになります。
- また、T P P 交渉参加と併行して、年内の交渉開始で合意した「日中韓 F T A（自由貿易協定）」、東南アジア諸国連合（A S E A N）等の 16 か国による「広域 F T A」も積極的に推進する方向であり、国内農業はかつて経験したことのない大きな自由化の波にさらされようとしています。

2. 変わる就農形態

- 農村においては、農業者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の拡大が確実に、しかも加速的に進行しています。特に、耕作放棄地については、県内だけでも平成 17 年の 12, 574ha から平成 22 年の 13, 933ha と、5 年間で 1, 359ha も増加しています。
- 平成 23 年 10 月に決定された「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」では、持続可能な力強い農業の実現に向けて「人・農地プラン（地域農業マスタープラン）の策定」「農地集積の推進」「新規就農の拡大」に取り組むこととしています。農業が抱える課題を解決し、生産基盤を強固にするためにも、地域における農業の態様を変えていくことが求められています。

3. 東日本大震災からの教訓

- 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、本県に甚大な被害をもたらしました。大震災を契機に「地域での助け合い」や「人と人とのつながり」などの価値観が見直されています。農畜産物の供給を担い、地域に根ざした協同組合として、J A への期待がこれまで以上に高まっています。

4. 食料不足の深刻化

- 世界の人口は 2011 年 10 月に 70 億人を超え、2050 年には 1.3 倍の 91 億人に達すると推計されています。
- 世界の食料需給は、地球温暖化による気候変動や水資源不足等に伴う収穫量の不安定さが続く一方で、爆発的な人口増加や、中国・インド等の経済成長による所得水準の向上、バイオ燃料原料としての需要増加などひっ迫した状態が今後も続くことが予想されます。

5. より良い社会を築く協同組合への期待

- 国連は 2012 年を国際協同組合年（I Y C = International Year of Co-operatives）と定め、協同組合を「人々の経済社会開発への最大限の参加を促している」「持続可能な開発、貧困の根絶、都市・農村におけるさまざまな経済部門の生計に貢献できる事業体・社会的企業」として評価しています。
- 2007 年の世界的な食料危機、2008 年以降の金融・経済危機に対して、協同組合が耐久力・回復力を示したことが背景にあります。今、改めて協同組合の存在が注目されています。

Ⅱ J Aいわてグループの取組の現状と課題

1. 第 42 回（前回）J A岩手県大会決議の取組結果と課題

J Aいわてグループは、平成 21 年の第 42 回 J A岩手県大会で、組合員を中心として多様な人・組織との「新たな協同」の力を発揮していくことをめざし、①担い手支援と消費者等との連携による「純情産地いわて」の確立、②J Aの総合性発揮による地域への貢献、③協同を支える安定した J A経営の確立を重点事項に掲げ、取り組んでいます。農商工連携の推進や消費者等を交えた食農教育組織の設置などにより新しいネットワークがつくられています。主な取組成果と課題は次のとおりです。

重点事項	J Aいわてグループの取組結果と課題等												
① 担い手支援と消費者等との連携による「純情産地いわて」の確立	【取組結果】												
	○地域農業戦略は、全 J Aで策定し、組合員への周知をはかった。												
	○加工品等の商品開発を中心に農商工連携に取り組んでいる J Aが増加している。（平成 21 年度末：4 J A→平成 24 年 4 月：6 J A。残りの J Aも今後取り組む予定。）												
	○産地直売所は、J A運営型が 6 か所、組合員組織運営型が 3 か所、行政等が開設し J A委託しているものが 1 か所の合計 10 か所が設置されている。												
	○生産履歴記帳の指導・出荷前点検等は、全 J Aで実施しており、記帳率も平成 20 年度に比べ向上している。												
	<table><tr><td>品目</td><td>平成 20 年度</td><td>平成 22 年度※</td></tr><tr><td>水 稻</td><td>99.7%</td><td>98.7%</td></tr><tr><td>野 菜</td><td>89.8%</td><td>91.9%</td></tr><tr><td>果 樹</td><td>92.5%</td><td>99.5%</td></tr></table>	品目	平成 20 年度	平成 22 年度※	水 稻	99.7%	98.7%	野 菜	89.8%	91.9%	果 樹	92.5%	99.5%
	品目	平成 20 年度	平成 22 年度※										
	水 稻	99.7%	98.7%										
	野 菜	89.8%	91.9%										
	果 樹	92.5%	99.5%										
※震災により一部データ値は概算表示													
○担い手経営体総合窓口担当者（T A C、担い手担当アドバイザー等）の担い手への訪問回数は、平成 23 年度は平成 20 年度の約 10 倍の 12,469 件となっている。													
○集落営農法人は、集落営農組織（任意組織）からの移行を中心に法人化がすすんでいる。（平成 20 年度末：任意組織 358、集落営農法人 56→平成 23 年度末：任意組織 354、集落営農法人 68）													
○ J A出資型農業生産法人は、平成 24 年度に 2 J Aで設立している。													
	【課題等】												
	○行政の「地域農業マスタープラン」と連動した新たな「地域営農ビジョン」の策定												
	○ 6 次産業化も視野に入れた農商工連携の促進												
	○食の安全・安心対策の徹底												

重点事項	J A いわてグループの取組結果と課題等																																													
	○出向く体制（担い手経営体総合窓口担当者（T A C 等））の強化 ○農業所得増加に向けた集落営農組織の法人化支援の強化 ○担い手への農業経営管理支援の充実・強化 ○オールいわてとしての効率的な農業振興検討体制の構築																																													
② J A の 総合性発 揮による 地域への 貢献	【取組結果】 ○食農教育プランは、全 J A で策定し、農業・農村体験学習やバケツ稲作りセットの紹介・提供等の食農教育に取り組んでいる。 ○食農教育連絡会・懇談会、食農シンポジウムを開催し、食農教育事業に対する情報の共有化とネットワーク化に取り組んでいる。 ○介護保険事業は 6 J A、高齢者生活支援事業は 5 J A、J A 健康寿命 100 歳プロジェクトは 5 J A で実施している。 ○農村・都市の交流・連携や市民農園・体験農園等くらしの活動は、全 J A で取り組んでいる。 ----- 【課題等】 ○くらしの活動の核となる人材育成 ○介護保険・高齢者福祉事業にかかる収支改善 ○高齢者福祉活動等を行う助け合い組織の活性化																																													
③ 協同を 支える安 定した J A 経営の 確立	【取組結果】 ○ J A 運営への女性参画は、総代等増加傾向にある。 <table><tr><th>種類</th><th>平成 20 年度</th><th>平成 23 年度</th><th>増減</th></tr><tr><td>正組合員</td><td>16, 024</td><td>16, 018</td><td>△6</td></tr><tr><td>総代</td><td>226</td><td>330</td><td>104</td></tr><tr><td>理事・経営管理委員</td><td>7</td><td>9</td><td>2</td></tr><tr><td>監事</td><td>0</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td>参与</td><td>13</td><td>12</td><td>△1</td></tr></table> ○ J A いわてグループ再発防止策（平成 20 年度～平成 29 年度）は、経営環境が厳しさを増す中で、事業管理費の削減等によりグループ一丸となって計画達成に向け取り組んでいる。 ・当期剰余金（平成 20 年度～平成 23 年度累計比較：ただし、平成 20～22 年度は 8 J A、平成 23 年度は J A おおふなとを除く 7 J A で表示） <table><tr><th>計画</th><th>実績</th><th>達成率</th></tr><tr><td>3, 055 百万円</td><td>4, 056 百万円</td><td>132. 8%</td></tr></table> ・自己資本比率 <table><tr><th>項目</th><th>平成 20 年度</th><th>平成 21 年度</th><th>平成 22 年度</th><th>平成 23 年度</th></tr><tr><td>計 画</td><td>14. 03%</td><td>14. 11%</td><td>14. 30%</td><td>14. 85%</td></tr><tr><td>実 績</td><td>14. 64%</td><td>14. 80%</td><td>14. 90%</td><td>15. 15%</td></tr></table>	種類	平成 20 年度	平成 23 年度	増減	正組合員	16, 024	16, 018	△6	総代	226	330	104	理事・経営管理委員	7	9	2	監事	0	2	2	参与	13	12	△1	計画	実績	達成率	3, 055 百万円	4, 056 百万円	132. 8%	項目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	計 画	14. 03%	14. 11%	14. 30%	14. 85%	実 績	14. 64%	14. 80%	14. 90%	15. 15%
種類	平成 20 年度	平成 23 年度	増減																																											
正組合員	16, 024	16, 018	△6																																											
総代	226	330	104																																											
理事・経営管理委員	7	9	2																																											
監事	0	2	2																																											
参与	13	12	△1																																											
計画	実績	達成率																																												
3, 055 百万円	4, 056 百万円	132. 8%																																												
項目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度																																										
計 画	14. 03%	14. 11%	14. 30%	14. 85%																																										
実 績	14. 64%	14. 80%	14. 90%	15. 15%																																										

重点事項	J A いわてグループの取組結果と課題等
	○ J A 合併は、期間中の実現はなかったものの、両磐地区 2 J A が平成 24 年 3 月に合併検討協議会を設置し、合併に向けて取り組んでいる。 ○ 東日本大震災による震災特例支援の適用と併せて、信用事業強化計画および総合事業計画の着実な実践に取り組んでいる。
	【課題等】 ○ 組合員組織（青年部・女性部）構成員の減少と活性化 ○ 正組合員および出資金の減少 ○ 合併等組織再編の促進 ○ 高度な経営管理・組合員ニーズに応えうる人材の育成

2. 東日本大震災による影響と対応

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、県内の農業および J A に甚大な被害をもたらしました。被災された組合員・農地・農業施設の主な状況は次のとおりです。

項 目	状 況
①犠牲になられた組合員	正組合員 162 人、准組合員 390 人
②農地被害面積	約 830ha。うち平成 23 年度に復旧した面積は約 56ha で、平成 24 年度はさらに約 94ha が復旧・営農再開の見込。沿岸地域は、復旧・営農再開見込の立たない農地が多い。
③施設園芸ハウスの被害	菌床シイタケや野菜・ほうれん草を中心に 144 棟が被害。平成 23 年度は 45 棟が復旧・営農再開。平成 24 年度は 29 棟の復旧・営農再開の見込。
④畜産・酪農被害	停電による生乳廃棄を中心に約 2 億 314 万円の被害。（飼養状況は平成 23 年度内に回復しているとみられる。）

※数値は平成 24 年 4 月時点の概算値です。

また、福島原発事故による放射性物質は、牧草、肉用牛、子牛および乾しいたけ等に影響を及ぼし、出荷を自粛するなど組合員農家に大きな損害を与えています。平成 23 年 7 月に J A グループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策岩手県協議会を立ち上げ、数次にわたり東京電力に対して損害賠償請求を行っています。

J A いわてグループは、組合員農家の営農再開と原発事故からの県産農畜産物の信頼回復のため、行政と連携し、検査体制を強化するなど食の安全・安心対策に取り組んでいます。

Ⅲ JAいわてグループのめざす方向

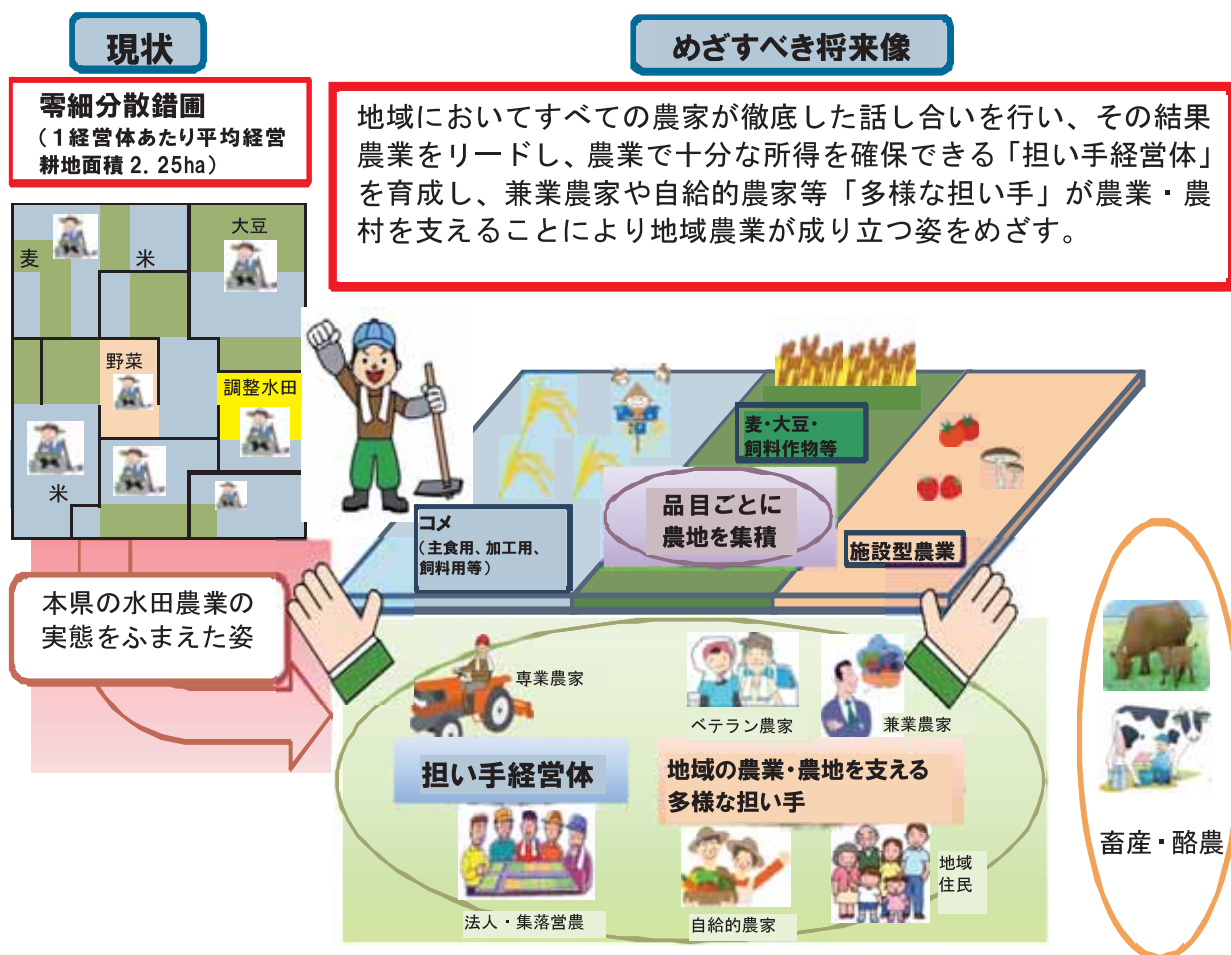
1. めざすべき農業・農村の姿

(1) 基本的考え方

JAいわてグループは、消費者に信頼される安全・安心な農畜産物安定供給のための生産基盤を維持し、さまざまな生き物をはぐくみ、豊かな自然環境を守っている農業・農村というかけがえのない財産を将来の世代に確実に引き継ぐ使命があります。

そのために、地域農業をリードし、農業のプロとして十分な所得を確保できる「担い手経営体」（個人・法人経営・集落営農等）と、担い手経営体をサポートしながら農による地域活動の推進役である兼業農家等の「多様な担い手」、そしてそこに住む「地域の人々」が、農とのふれあいを通じて価値観を共有し、共に生きる地域農業の姿をめざします。

【めざすべき農業・農村の将来像】



(2) めざすべき農業の方向

岩手には、きれいな水、澄んだ空気、広い大地、そして純粋でまじめな多くの生産者がいます。豊かな自然と人との調和を最大限に活かし、安全・安心で高品質な農畜産物を生産・拡大するとともに、消費者から信頼・支持される全国トップレベルの食料産地をめざします。

そのために、「いわて県民計画アクションプラン」と呼応し、行政とも連携した戦略的な産地形成等の取組をすすめます。

① 水田農業

地域農業ビジョンですすめる担い手経営体を中心に、農業者戸別所得補償制度の活用と併せて、生産性の高い米づくりや麦・大豆等の戦略作物の作付を推進するなど、米の需給調整の動向をふまえた水田の有効活用に取り組みます。

② 園 芸

園芸産地力の強化をはかるため、生産部会等を中心に生産力強化と担い手育成等の取組をすすめます。

特に野菜は、専作大型生産者や集落営農組織・生産法人等野菜主業型経営体の育成をはかり、J A別重点品目の生産拡大、単収向上・低コスト化技術の導入、通年所得確保のための冬春期野菜品目の拡大、複数産地が連携したリレー出荷や共同出荷等によるロットの拡大、契約取引の拡大等を推進します。また、地域資源循環型等の環境にやさしい栽培法の促進や県版G A P（農業生産工程管理）の取組拡大など消費者・実需者に信頼される産地づくりに取り組みます。

③ 畜産・酪農

畜産は、生産部会等に結集し、管理技術や衛生指導、経営指導を強化するとともに、規模拡大と産地化・ブランド化を推進します。

酪農は、生乳計画生産に取り組むとともに、消費者の「安全・安心」に対する関心が高まる中、関係機関と一体となって高品質な生乳生産に取り組みます。

2. 協同による強い「絆」づくり

めざすべき農業・農村の姿に向けて、平成 25 年度からの 3 か年は、次の事項を最重点事項として取り組みます。

① 農業を通じた「絆」づくり【JA 地域農業戦略】

○ 農家自らの話し合いによって描く「地域営農ビジョン運動」を実践し、地域・集落の担い手を明確にするとともに、農業生産の拡大、農業所得の向上に取り組みます。

○ 個人経営の集合体である集落営農組織（任意組織）から経営多角化等農業所得の向上を期待できる法人化への移行を促進します。

② JA ぐらしの活動を通じた「絆」づくり【JA 地域ぐらし戦略】

○ 農家組合等の地区・集落組織や女性パワーの充実・強化をはかり、組合員組織を起点とした JA ぐらしの活動に取り組みます。

○ 組合員・地域住民との仲間づくり・絆づくりのため、地域活動の拠点を中心とした「1 協同活動」に取り組みます。

③ 「農業とぐらし」を支える経営基盤づくり【JA 経営基盤戦略】

○ 事業利用による組合員との信頼性・親密性を高める取組（JA 利用ステージアップ戦略）を基本に据え、組合員拡大および複数事業利用の拡大に向けた活動を展開します。

○ 経営健全化計画および信用事業強化計画・総合事業計画の着実な実践に取り組みます。

3. 東日本大震災からの復興・再建

震災や津波により住居や農地が被害を受けて営農を再開できない多くの組合員農家がいます。農地の復旧には、農地の損傷状況によってバラツキはあるものの、除塩等の作業も含めてまだまだ時間がかかる見込みです。

JA いわてグループは、土壌の有害物質無償分析や農業生産法人の設立支援、二重債務問題への相談、福島原発損害賠償対応等について継続して取り組んでいくとともに、国や県等が策定した震災復興計画が円滑にすすむよう働きかけを行うなど組合員農家が 1 日も早く営農を再開できるよう全力で支援します。

4. 組合員結集によるパワーの発揮

J Aは、農を通じて同じ目的を共有する組合員によって組織・所有され、民主的に運営されている組織です。組合員が事業を利用することにより、有利な価格等を形成することができ、結果として組合員自身の営農と生活を守ることにつながります。

このような協同の効果は、組合員の参加・参画の程度に大きく影響されます。経済の国際化や少子高齢化等で地域の活力が衰えるなか、今だからこそ、原点に立ち戻って、組合員が営農や暮らし、学習活動を通じてJ Aに結集し、「自分たちのJ A」を最大限活用することにより、この難局を乗り越えていく必要があります。

J Aいわてグループは、組合員一人ひとりとスクラムを組み、協同の力をもって地域農業を守り、豊かで暮らしやすい、元気な地域社会を築く事業活動を展開していきます。

實踐指針

目 次

I	持続可能で力強いいわての農業「純情産地いわて」の確立	18
	1. 次代につなぐ「J A地域農業戦略」の実践	20
	2. 東日本大震災からの農業の再建・復興対策	28
	3. 行政とJ Aいわてグループの一体的な本県農業の 生産振興・再建の取組	29
	4. 食の安全・安心対策の実践	29
	5. 消費者・地域住民合意のもとでの農業政策の実現	30
	6. 純情産地いわてのファンづくりと情報発信	32
	7. 協同組合の社会的認知度の向上	33
II	農を通じた豊かで暮らしやすい地域社会の実現	34
	1. 「J A地域暮らし戦略」の実践	36
	2. 地域のライフラインを支えるJ Aとしての総合機能の実践	40
	3. 環境問題への配慮と地域循環型社会への取組	41
III	組合員、地域住民等のニーズに十分に応えうる 組織・経営基盤の確立	42
	1. 「J A経営基盤戦略」の実践	44
	2. 組合員組織の活性化と女性・担い手等の J A運営への参画促進	47
	3. 健全経営にふさわしい経営態勢の確立	49
	4. 協同組合としての人材育成と「活力ある職場づくり」	50
	5. 各事業の実践	51

I 持続可能で力強いいわて ～ 農業を通じた

情 勢

1. 変容する地域農業環境

- ①販売農家数の減少（平成 17 年→平成 22 年：12,000 戸減少）
- ②農業者の高齢化・後継者不足の進行（同居後継者がいる農家：平成 17 年→平成 22 年 7,064 戸減少）
- ③耕作放棄地の拡大（平成 17 年→平成 22 年：1,359ha 増加）
- ④農業者の販売先・販売方法の多様化

2. 制度の見直しと迫られる農業のグローバル化

- ①食料・農業・農村基本計画の見直し（食料・農業・農村政策を国家戦略と位置付け）
- ②T P P（環太平洋連携協定）交渉参加やF T A交渉等関係国協議の進行

3. 安全・安心な国内・県内農畜産物への期待

- ①原発事故やT P P交渉参加論議を契機とした食の安全・安心への消費者意識の高まり
- ②世界的な食料需給のひっ迫と低い国内食料自給率

4. 東日本大震災からの復興および原発事故対策

- ①農地の復旧・営農再開へ向けた取組のスピード化
- ②原発事故に伴う速やかな農畜産物損害賠償対応

前 回 大 会 議 案 の 取 組 状 況

1. 担い手支援と消費者との連携による「純情産地いわて」の確立

（1）農業所得の増大をはかる生産・販売戦略の構築

- ①地域農業戦略の策定・見直し（全 J A）
- ②農商工連携の取組の進行（6 J A で実施。加工品等の商品開発 5 J A、農畜産物販売・需要開拓 3 J A、農商工連携協議の場設置 4 J A 等）
- ③食の安全・安心対策の周知（生産履歴記帳率：米 98.7%、野菜 91.9%、果樹 99.5%）

（2）農地活用と担い手支援によるいわて農業の体質強化

- ①担い手に対する担い手経営体総合窓口担当者（T A C 等）支援の強化
(平成 20 年：1,229 回→平成 23 年：12,469 回)
- ②集落営農組織の法人化の支援（平成 20 年：56 法人→平成 23 年：68 法人）
- ③農業経営管理支援策の展開（モデル J A の選定と実施）

（3）消費者・地域住民合意のもとでの農業政策の実現

- ①東日本大震災の復旧・復興対策と原発事故損害賠償対策の取組
- ②T P P 交渉参加反対署名・要請集会等の実施

⇒ 新たな地域営農ビジョンの策定、6 次産業化を含めた農商工連携、一層の食の安全・安心対策等が必要。

の農業「純情産地いわて」の確立 「絆」づくり ～

取組の重点

農家自らの話し合いによって描く「地域営農ビジョン運動」を実践し、地域・集落の担い手を明確にするとともに、農業生産の拡大、農業所得の向上に取り組めます。

また、個人経営の集合体である集落営農組織（任意組織）から経営多角化等農業所得の向上を期待できる法人化への移行を促進します。

主要施策

- 
1. 次代につなぐ「ＪＡ地域農業戦略」の実践
 - (1) 「地域営農ビジョン」策定・実践運動の展開
 - (2) 地域営農ビジョン策定・実践への支援体制の構築
 - (3) 担い手経営体（個人・法人経営・集落営農等）に対応するＪＡグループの事業展開
 - (4) 担い手経営体への個別事業対応の強化
 - (5) 多様な担い手を支える生産販売戦略の実践
 - (6) 多様な担い手の多面的な役割発揮への支援
 - (7) 次代につなぐ新規就農者等の育成・支援対策の強化
 2. 東日本大震災からの農業の再建・復興対策
 3. 行政とＪＡいわてグループの一体的な本県農業の生産振興・再建の取組
 4. 食の安全・安心対策の実践
 - (1) 農畜産物の安全確保対策の徹底
 - (2) 原発事故対策
 5. 消費者・地域住民合意のもとでの農業政策の実現
 - (1) 農業所得の拡大に向けた農業政策の実現
 - (2) 多様な農業の共存を可能とする新たな農畜産物貿易ルールの確立
 - (3) 県・市町村行政に対する農業政策確立・予算要請運動の実施
 - (4) 県産農畜産物の消費拡大対策の実施
 6. 純情産地いわてのファンづくりと情報発信
 - (1) 食料・農業・地域・ＪＡの理解促進とＪＡグループの一体感の醸成
 - (2) 広報活動の位置づけの明確化と効果的な広報活動の推進
 7. 協同組合の社会的認知度の向上
 - (1) ＪＡいわてグループとしての展開
 - (2) 他の協同組合との連携

I 持続可能で力強いいわての農業「純情産地いわて」の確立 ～ 農業を通じた「絆」づくり ～

1. 次代につなぐ「JA地域農業戦略」の実践

持続可能な農業・農村像を農家自らの話し合いによって描く地域営農ビジョン運動を実践し、農業生産の拡大によって担い手の所得向上、さらには農を通じた豊かな地域づくりをすすめ、JA生産販売戦略とつなげた「JA地域農業戦略」を強化・再構築し、“純情産地いわて”を確立します。

(1)「地域営農ビジョン」策定・実践運動の展開

農家組合員が集落を基本として話し合い「地域営農ビジョン」を策定・実践し、地域農業の生産拡大、農業所得向上、農を通じた豊かな地域づくりを実現します。また、行政の「地域農業マスタープラン」と一体的に策定・実践に取り組むものとします。

特に、担い手経営体の発展のため、集落営農組織の法人化を推進し、指導体制も強化します。

① 地域営農ビジョンのねらい

ア. 集落・地域の核となる担い手経営体の明確化

担い手経営体：農業で十分な所得水準を確保できる、個人・法人経営・集落営農等

多様な担い手：地域の農業・農地を支える兼業農家、ベテラン農家、自給的農家、定年帰農者等

イ. 行政等と連携した担い手経営体への農地集積の促進と多様な担い手の協力による農地のフル活用

ウ. 担い手経営体と多様な担い手それぞれの役割を明確にした地域の特色ある産地づくり

エ. 地域住民の協力・参加による農を通じた豊かな地域づくり

② 集落営農組織の法人化推進

ア. 行政・NPO法人等と連携した法人化研修会の開催や個別指導の強化

③ 農地利用の面的集積の推進

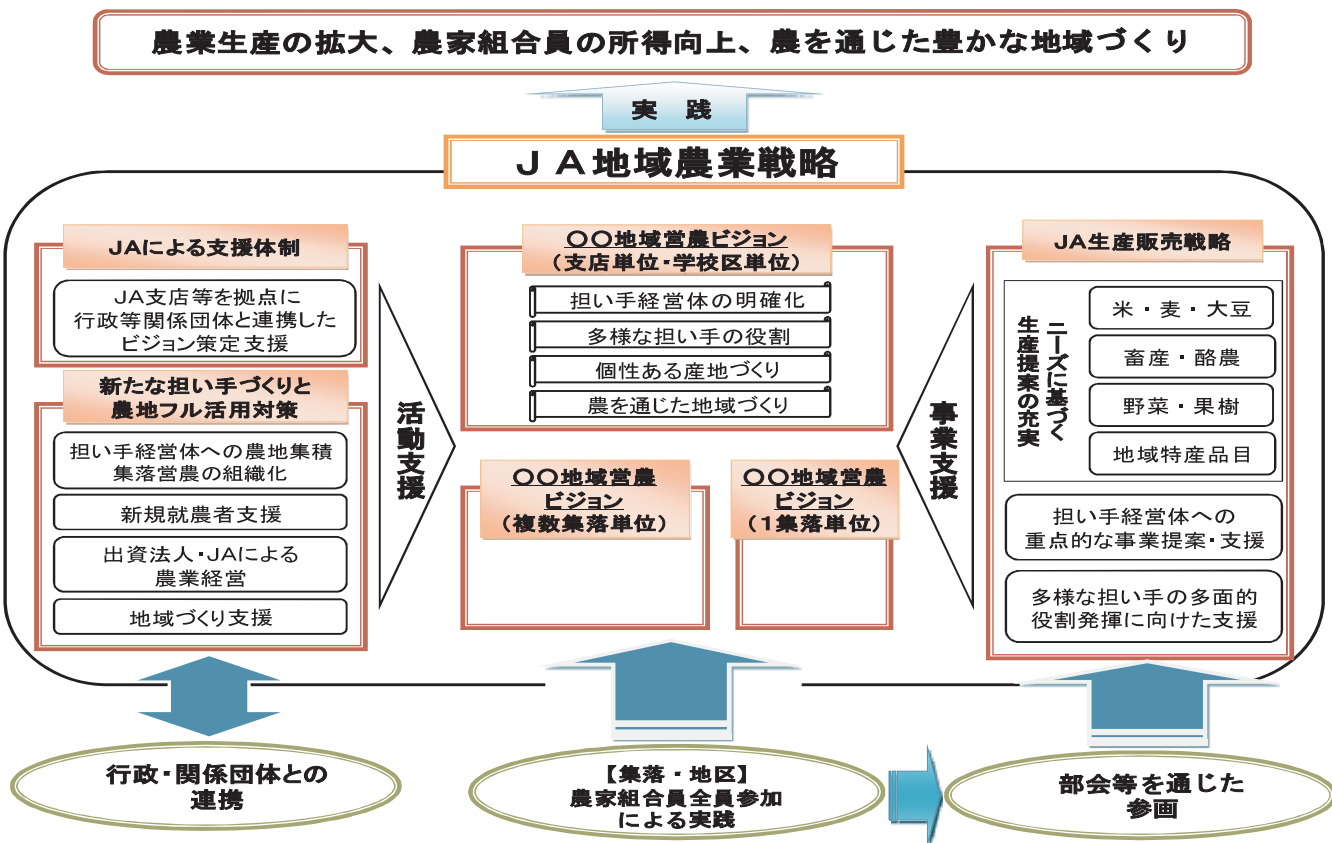
ア. 農地利用集積円滑化団体であるJAによる農地貸借の取組強化

イ. 関係機関・団体と連携した面的な農地集積への積極的な取組支援

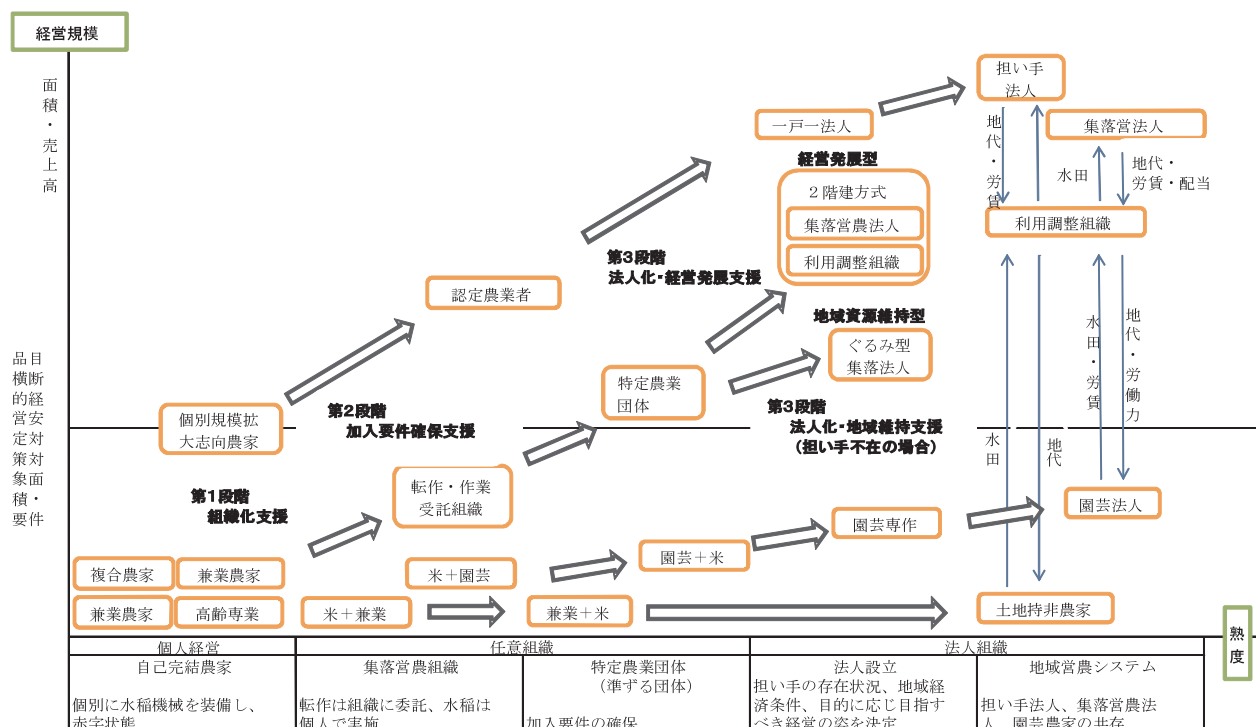
④ 担い手不在集落対応

ア. 新規就農者育成、農地保全管理等を目的としたJA出資型農業法人ならびにJA本体での農業経営の参入検討

【地域営農ビジョンの積み上げによるJA地域農業戦略イメージ】



【集落営農組織の展開イメージ】



（県農業研究センター「集落営農組織の現状と展開方向」から）

(2) 地域営農ビジョン策定・実践への支援体制の構築

地域営農ビジョン運動推進のため、行政と一体となった「地域営農支援チーム」を編成します。JAにおいては、本店営農経済部署を策定・実践推進本部、地域営農センターを運動推進拠点と位置づけ、営農経済部門を核として、原則、全職員による策定・実践支援体制を構築します。

① 「地域営農支援チーム」を編成

ア. 行政が進める「地域農業マスタープラン」と一体的な策定・実践をはかる既存の「地域農業再生協議会」の構成員を中心とした「地域営農支援チーム」の編成

② JAグループにおける支援体制の構築

ア. JAによる支援体制の構築

- ・地域営農センターの営農経済部門を核とした策定・実践への支援体制の構築

○策定・実践推進本部：本店営農経済部署

○運動推進拠点：地域営農センター（営農経済部門）

○メンバー：営農経済担当職員、担い手経営体総合窓口担当者（TAC等）、LA、担い手金融リーダー、農業経営管理支援担当者、地域営農コーディネーター（OB等）…等

※この他、職員教育も兼ね、全職員を集落担当者として配置

イ. 中央会・連合会によるサポート体制の構築

- ・専門的な知識を有する職員を中心に支援チームの編成によるJA支援体制の構築

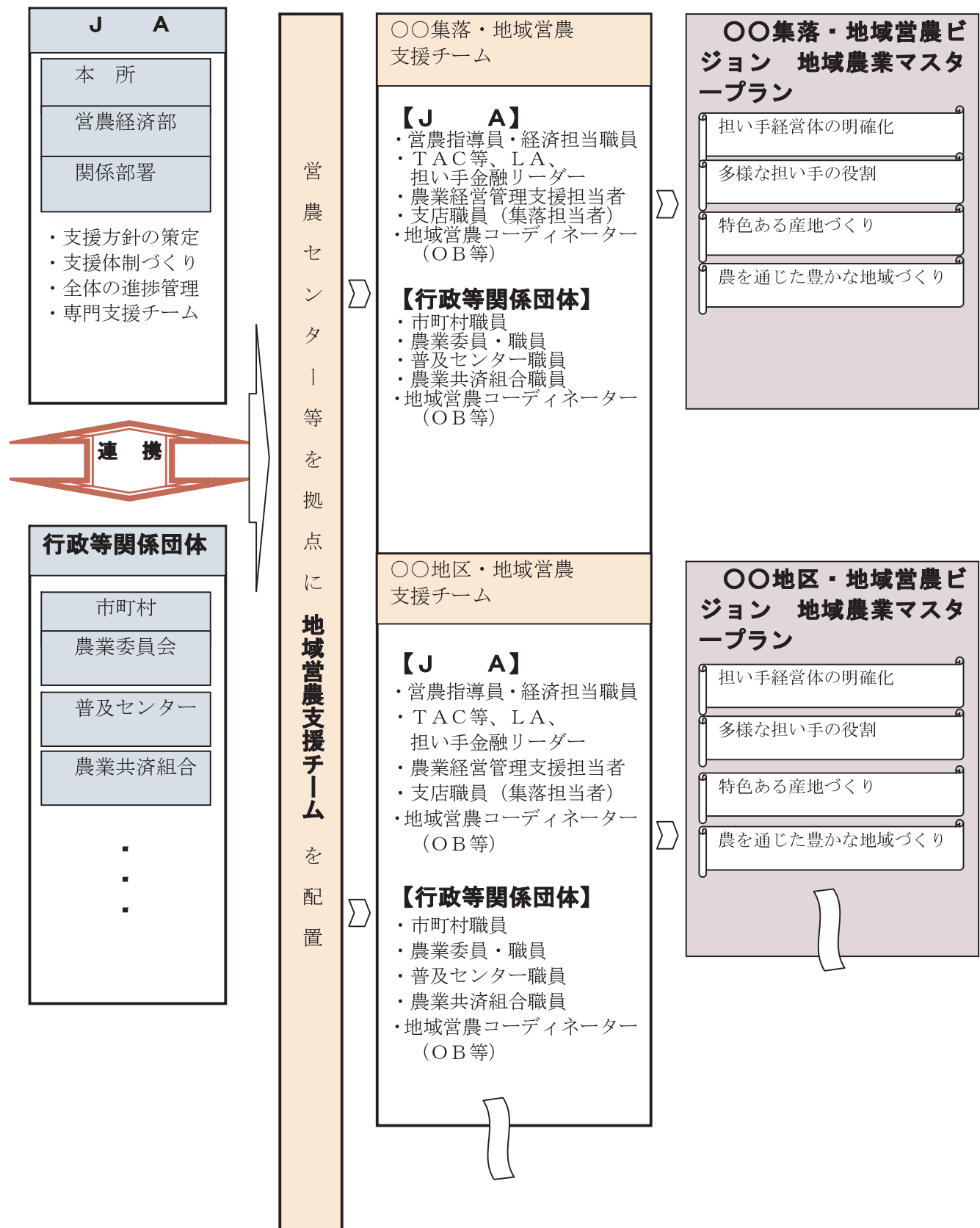
※【認定農業者制度との関係】

行政の「地域農業マスタープラン」とJAの「地域営農ビジョン」は一体的に進めることとしていますが、「地域農業マスタープラン」では農地集積のプロセスが明確になるため、農地集積は円滑に進むものと見込まれます。

このことから「地域農業マスタープラン」を作成する市町村においては、認定農業者制度と中心経営体（担い手経営体）を一体的に運用し、中心経営体から申請があれば、認定農業者として配慮することとしています。

（認定農業者制度の運用改善のお知らせ（平成24年6月農林水産省）

【JAと行政等関係機関が一体となった支援体制づくり（参考例）】



(3) 担い手経営体（個人・法人経営・集落営農等）に対応するＪＡグループの事業展開

食料消費の減少や輸入農畜産物が増加しているなか、所得向上に向けて、担い手経営体の安定経営の確立を支援します。

また、いわて純情米広域集出荷施設の活用をはかり、集荷体制の強化と生産・流通コストの削減に取り組むほか、新たな園芸作目の導入や広域的な事業を展開します。

① 担い手経営体の安定経営確立支援の充実

- ア．多様な販売手法の確立（播種前契約、買取販売、委託非共同計算など）
- イ．園芸の全県拡大品目と地域別重点品目の設定による生産量の拡大および単収向上対策の実施
- ウ．加工・業務用野菜の販売強化
- エ．受精卵を活用した和牛生産の拡大、乳用種雌牛資源の確保対策、乳質・生産性向上対策の実施
- オ．生産のみならず、食品加工や流通、サービス産業等への参画による収益性の高い農業への提案・支援（６次産業化の促進）
- カ．「純情ブランド」力を向上させる情報発信戦略の充実

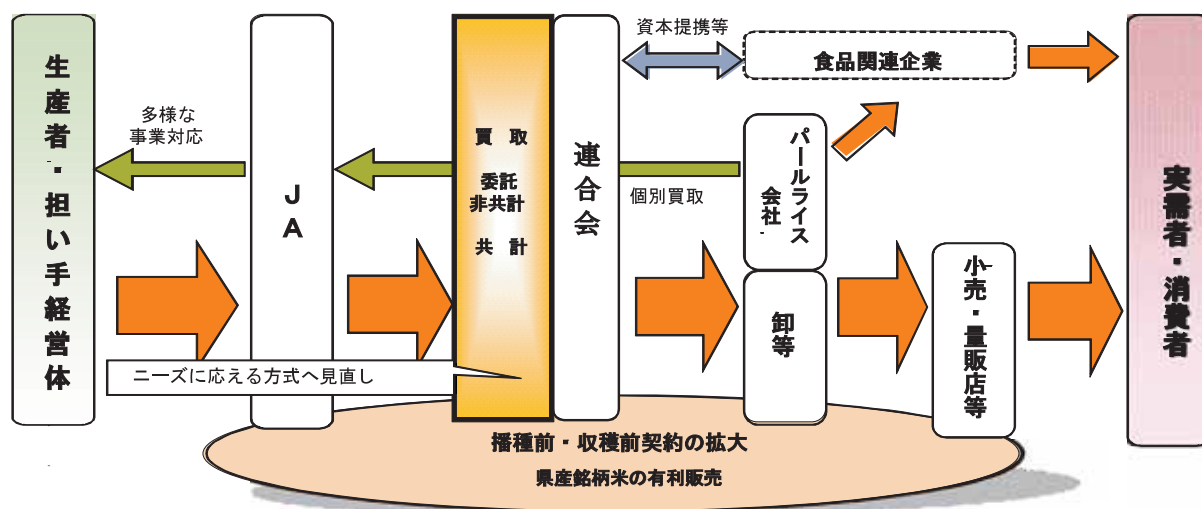
② 広域集出荷体制の強化による効率的な集荷対策の実施

- ア．担い手経営体のニーズに沿ったいわて純情米広域集出荷施設を活用したフレコン出荷・検査体制の確立、庭先集荷対策の充実
- イ．担い手経営体総合窓口担当者（ＴＡＣ等）と米集荷担当者の連携による集荷対策の強化
- ウ．ＪＡ間の連携による青果・花卉等の共同販売や集出荷施設の共同利用の拡大
- エ．広域園芸集出荷体制の整備に向けた販売拠点の運営強化と荷受・販売システムの導入促進

③ 生産コスト低減対策の強化

- ア．系統購買事業の有利性を発揮した生産資材コストの低減
- イ．農機レンタル事業の活用促進による農機導入コストの抑制
- ウ．土壌診断結果にもとづく適正施肥による肥料コストの低減

【JAと連合会が一体となった米の生産・集荷・販売体制】



(4) 担い手経営体への個別事業対応の強化

担い手経営体のニーズに沿った個別提案による生産・販売取引の深化をはかる一方で、担い手経営体総合窓口担当者（TAC等）の活動等による出向く体制と農業経営管理支援を強化します。

また、農業経営力向上研修会等を開催し、担い手経営体の育成に取り組みます。

- ① 担い手経営体のニーズに対応する担い手経営体総合窓口担当者（TAC等）活動の拡充
 - ア．担い手経営体とのパートナーシップの強化によるニーズの把握（労働力の提供・斡旋、農地貸借の仲介、農機等の紹介、営農収支計画・実績等）
 - イ．担い手経営体の課題を解決するための担い手経営体総合窓口担当者（TAC等）を基点とした役員、営農指導員、担い手金融リーダー・LA・農業経営管理支援担当者等による横の連携をはかったJAからの事業提案・支援の実施
- ② 農業経営管理支援の強化
 - ア．記帳代行による決算書の作成支援
 - イ．法人化支援のための会計・税務研修会の開催
 - ウ．経営分析・診断や改善コンサルの実施

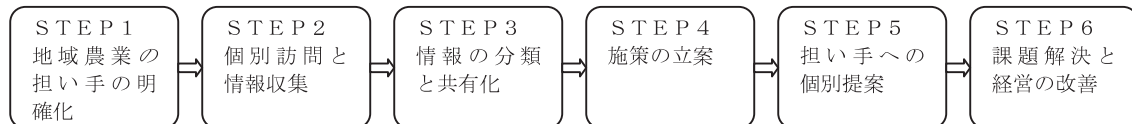
※ 上記取組に向けた県域でのWeb簿記システム（税務申告に必要な複式簿記等をインターネット上で行うサービス）の導入を検討する。
- ③ 担い手経営体総合窓口担当者（TAC等）・農業経営管理支援担当者の育成プログラムの設定

④ 担い手経営体の育成

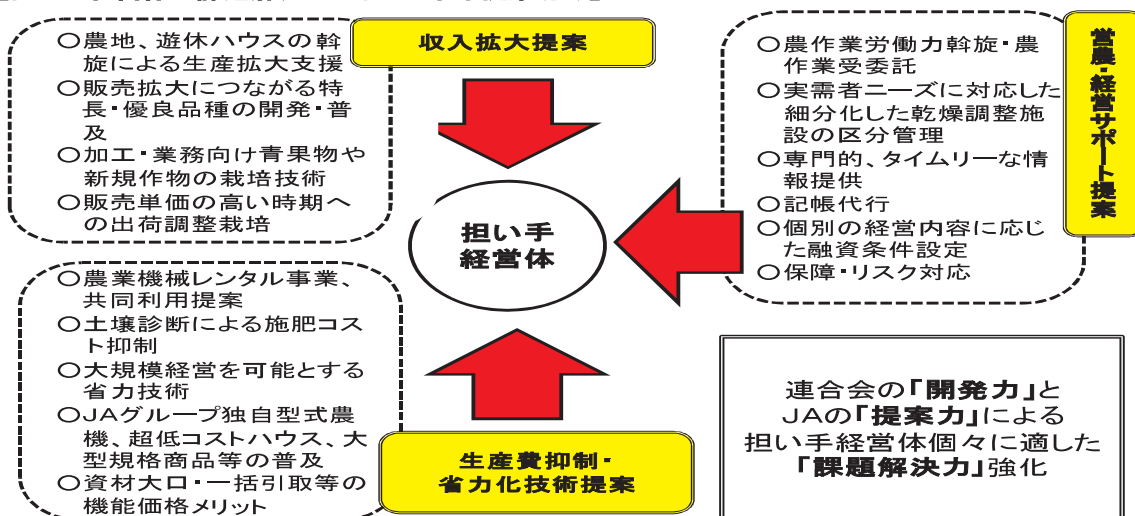
ア. 農業経営力の向上研修会等の開催

イ. 担い手経営体とＪＡ役員等との経営懇談会等の定期的な開催

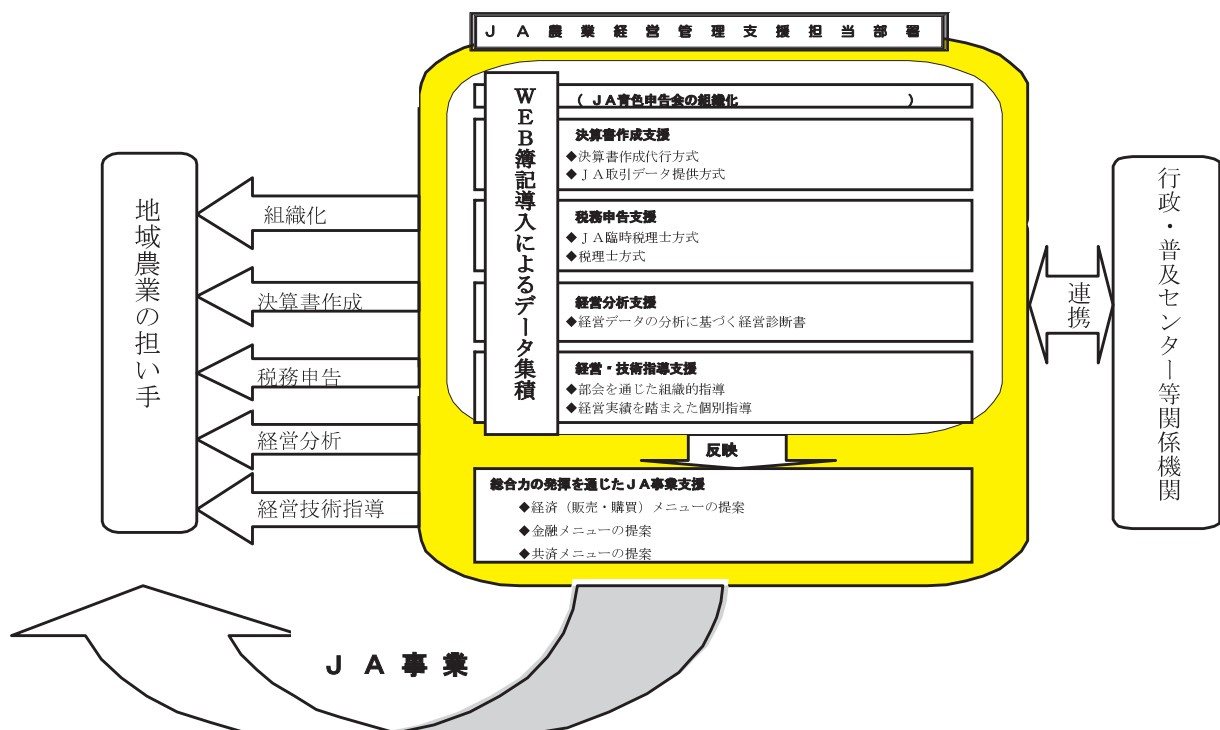
【担い手経営体総合窓口担当者（ＴＡＣ等）の担い手経営体対応の目的と手順】



【担い手経営体の課題解決につながる事業提案(例)】



【Web 簿記を活用した農業経営管理支援イメージ】



(5) 多様な担い手を支える生産販売戦略の実践

多様な担い手の多品目による農産物は、地場産・新鮮のメリットを最大限に活用し、地産地消による産直施設での販売を中心に位置づけ所得の確保につなげます。また、多品目の生産に対応する地産地消を基本にした営農指導・資材供給体制を整備します。

① 販売拠点となる産直施設の活性化

ア. 産直・インショップ（スーパー等量販店の中に入っている直売所）の設置促進

イ. 家庭菜園教室、漬物教室など各種イベント開催による交流拠点機能の強化

② 多様な担い手の所得確保につなげる取組支援

ア. 学校給食・福祉施設・病院・企業食堂等への地元産農畜産物の利用拡大

イ. 多様な販売の取組（軽トラ移動産直、朝取り野菜の宅配、農産物フリーマーケット、JAの遊休施設を活用した朝市、はじかれ品格安ショップ等）

③ 生産のみならず、食品加工や流通、サービス産業等への参画による収益性の高い農業への提案・支援（6次産業化の促進）

ア. 女性・高齢者パワーを活かした地場産・特産物の加工品開発

イ. 地元の加工・流通関連会社とのつながり強化

④ 担い手経営体と多様な担い手とが連携した地域別重点品目の作付・品質向上への取組支援・営農指導

(6) 多様な担い手の多面的な役割発揮への支援

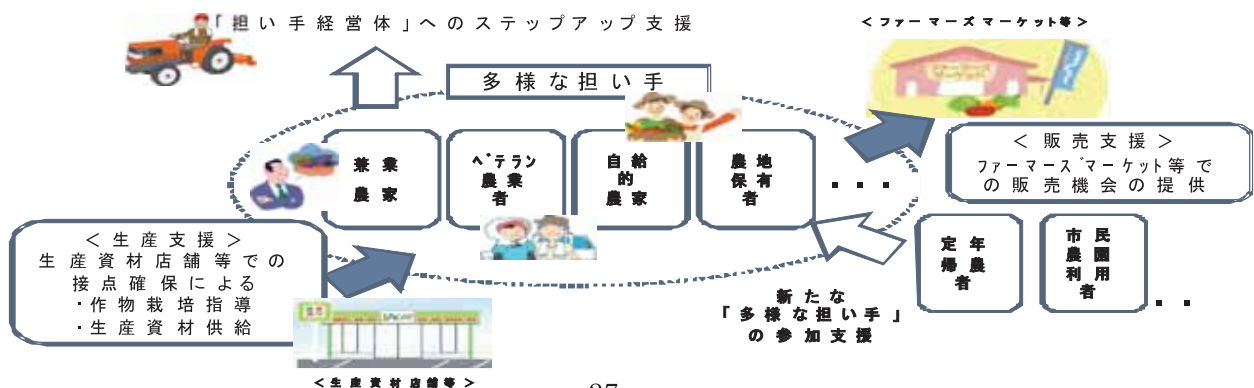
地域の生産者の大宗を占める多様な担い手については、担い手経営体をサポートする集落農業の貴重な戦力・技術指導者でもあり、地域農業を多面的に担っていくため、組織づくりに取り組むなど役割発揮を支援します。

① 地域・産地を活性化させる新規作物の生産提案の充実

② ベテラン農家による農業伝導者（生産技術伝導者）の会、市民・体験農園の運営など役割ごとの組織の立上げ・活動支援

③ 営農サポート（農作業オペレーター、収穫支援、水管理、畦畔草刈等）の作業調整の支援

【多様な担い手へのJAによる事業支援イメージ】

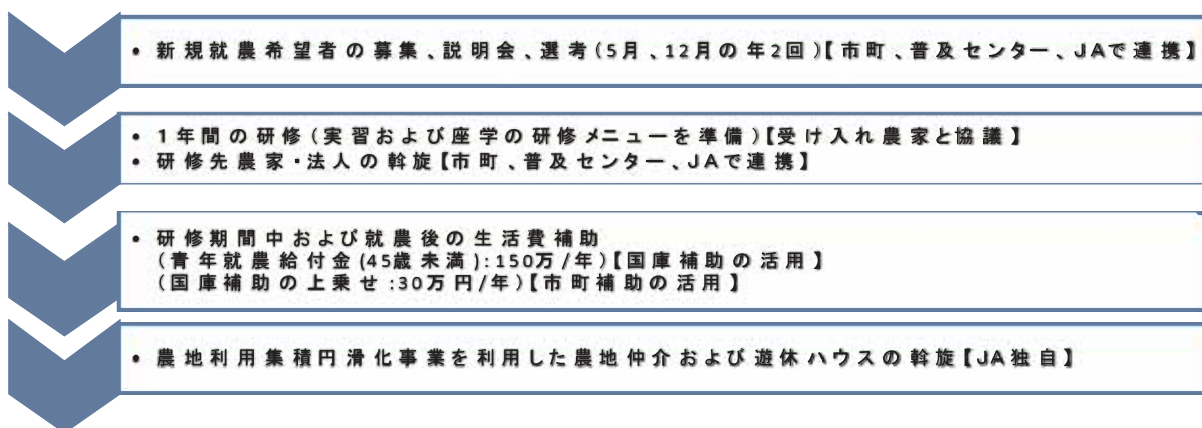


(7) 次代につなぐ新規就農者等の育成・支援対策の強化

農業後継者の就農対策はもちろん、都会の若者や定年・中途退職者などと呼び込み、新たな担い手就農に向けて、行政の青年就農給付金等の支援対策に取り組みます。また、育成・支援した新規就農者や集落営農等とJAとのつながりを深めるような事業提案によるJAへの結集と参画をすすめます。

- ① 技術面や農業施設のリース事業の実施など手厚いサポート体制の強化
- ② 地元農家・法人等での雇用・研修等の斡旋、農地・遊休ハウス等の斡旋
- ③ JAバンク新規就農応援事業の資金対応および利子助成等の取組

【JAふくおか八女における「新規就農者支援パッケージ」】



2. 東日本大震災からの農業の再建・復興対策

東日本大震災で被災した沿岸地域の農業の再建・復興に向けて行政等関係機関と一体的に取り組むとともに、JAいわてグループによる施設園芸団地の確立などに全力で取り組みます。

また、今回の震災を教訓とした被害対策を講じるとともに、他県で自然災害等により被害が発生した場合には、JAいわてグループならではの迅速な支援活動を展開します。

【主な取組内容】

- ① 県・国費補助事業を活用した沿岸地域の営農拠点センター構想の実現
- ② JAいわてグループ一体となった施設園芸の団地化構想の実現
- ③ 内陸部の農業者から被災農業者への農業機械貸与・労働提供など協同活動のシステムづくり
- ④ 経営再開マスタープラン・地域営農ビジョン策定・実践による集落営農組織の再構築・法人化促進と農地の流動化促進

3. 行政とJAいわてグループの一体的な本県農業の生産振興・再建の取組

地域農業マスタープラン・地域営農ビジョンを実践し、担い手を中心とした地域の特色のある産地づくりを確立するためには、これまで以上に高度な事業展開とニーズに沿った営農指導が必要となることから、行政とJAいわてグループとの一体的な経営指導や営農指導など産地づくりに向けて総合的に推進します。

そのため、県段階では、平成24年度に設置した、県・JAいわてグループ等による「純情産地確立戦略会議」において、本県農業振興の方向性や農業施策等の情報共有ならびに取組方針の検討・協議など、実質的に営農指導体制のワンフロア化機能を発揮することにより、全県的な視点に立った生産振興・震災復興への取組を県等関係機関と一体的にすすめます。

【主な取組内容】

- ① 行政・JAいわてグループが一体となった地域農業振興計画の確立
- ② 「いわて県民計画」第2期アクションプラン（農業分野）の実践と連動した農家経営指導・営農指導の強化
- ③ 「純情産地確立戦略会議」の機能発揮

4. 食の安全・安心対策の実践

JAいわてグループの取組を拡大するため、食の安全確保と生産情報を提供します。

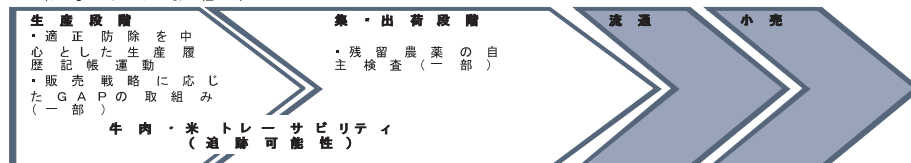
（1）農畜産物の安全確保対策の徹底

消費者に安全な農畜産物を提供するため、部会単位で品目ごとのリスク管理を行い、圃場・集荷場それぞれの段階で、生産者・JAが一緒になって食の安全確保対策に取り組めます。

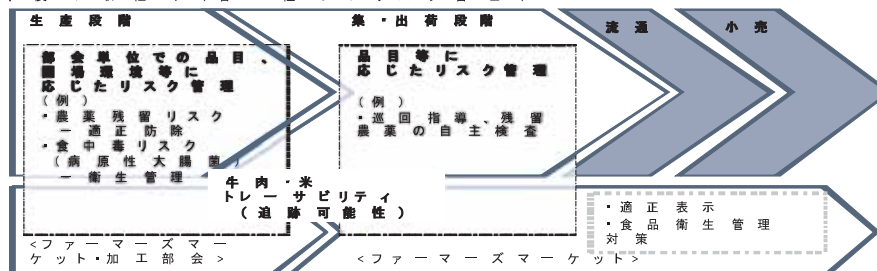
- ① 巡回指導および残留農薬の自主検査の徹底
- ② 県版GAPの普及推進

【JAグループとしての食の安全確保のための取組】

○ これまでの取組み



○ 今後の取組み（各工程でのリスク管理）



○ 販売戦略に応じた品質管理、認証取得等の取組み

(2) 原発事故対策

国に対して、除染対策、風評被害の払拭、消費者に対する食品と放射能に関する正しい知識の研修会開催などを要請します。

J Aいわてグループとしても、県・市町村と連携した自主検査実施体制の強化等生産管理を徹底し、安全・安心の確保に取り組みます。

- ① 「J Aいわてグループ「食の安全・安心」確立対策」にもとづく行政と連携した自主検査体制と検査実施の強化
- ② 除染対策と生産管理の徹底
- ③ 被害農家の再生産対策
- ④ 「J Aグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策岩手県協議会」による万全な賠償対策

5. 消費者・地域住民合意のもとでの農業政策の実現

東日本大震災からの復旧・復興が最優先課題であり、農業・農村の復興対策や組合員の農業所得増大がはかられる農業政策の実現に取り組むとともに、多様な農業の共存を可能とする新たな農畜産物貿易ルールの確立に向け、組織を挙げた運動を展開します。

また、「純情産地いわて」の県産農畜産物の消費拡大対策に取り組みます。

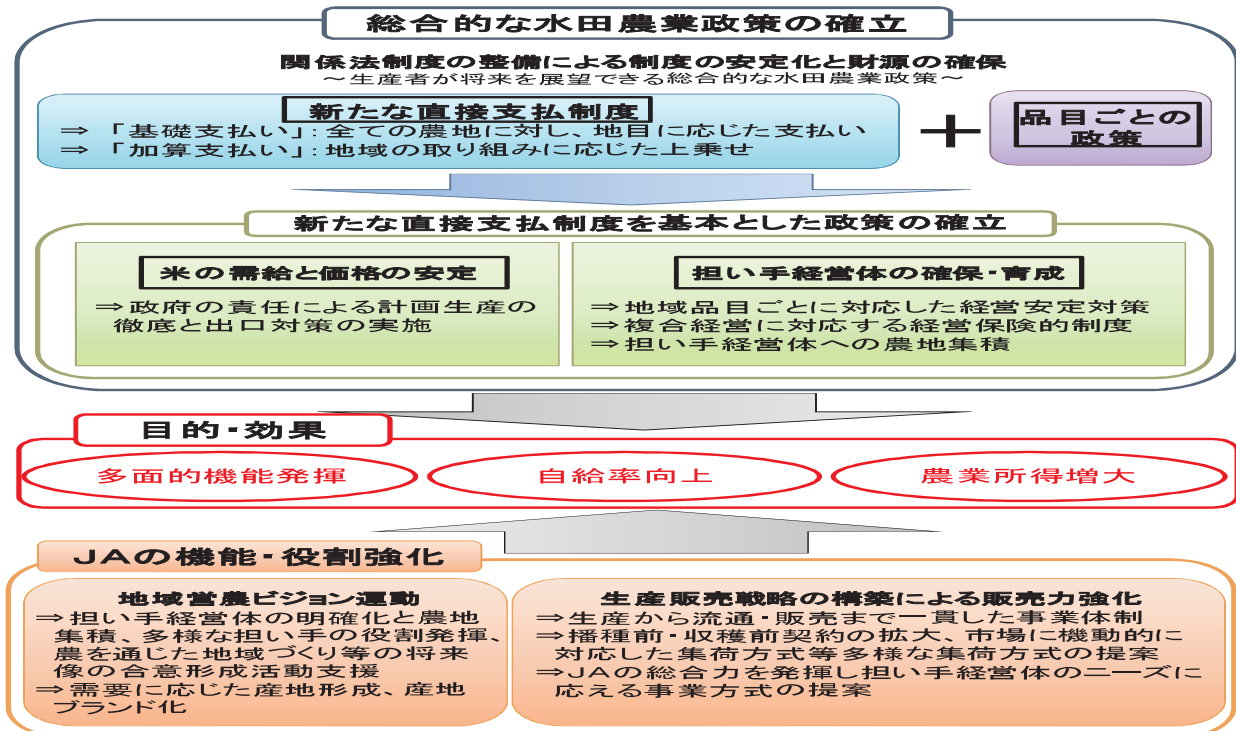
(1) 農業所得の拡大に向けた農業政策の実現

農業・農村の多面的機能の価値評価に着目した「新たな直接支払制度」を基本とした総合的な農業政策を求めています。

また、土地利用型農業、畜産・酪農、野菜・果樹等品目ごとの政策、担い手経営体の育成・確保に向けた政策支援等、新たな直接支払制度の下支えとなる政策確立および農業経営の安定・継承等に資する税制確立を求めています。

- ① 新たな直接支払制度、品目別政策、予算・税制等、国に対する政策提案・要請活動の実施
- ② 生産現場からの意見積上げと組織協議の実施等、意思反映の取組の強化

【総合的な水田農業政策イメージ】



(2) 多様な農業の共存を可能とする新たな農畜産物貿易ルールの確立

WTO農業交渉、EPA・FTA交渉について、わが国農業や地域社会の崩壊につながるような合意は絶対に認められないことから、多様な農業の共存を可能とする新たな農畜産物貿易ルールの確立に向け、組織を挙げた取組を展開します。

特にも、例外なき関税撤廃を原則とするTPPは、国土・自然条件の制約を抱えるなかでの国内農業の振興や食料自給率向上とは到底両立できるものではないことから、断固としてTPP交渉への参加には反対していきます。

- ① WTO農業交渉、EPA（経済連携協定）・FTA（自由貿易協定）交渉対策にかかる県民理解の醸成と全国運動への参画
- ② TPP交渉対策にかかる消費者団体・農林水産団体・地域経済団体との連携による県民各層への理解促進運動と全国運動への参画
- ③ 農業の多面的機能にかかる県民理解の醸成および政策提案の実施

(3) 県・市町村行政に対する農業政策確立・予算要請運動の実施

農業県の生産者団体として、本県農業振興の確立に向けて、県・市町村行政に対して農業政策確立と予算の要請を実施します。

- ① 県・市町村に対する施策提案や予算要請の実施
- ② 生産現場からの意見積上げと組織協議の実施等、意思反映の取組の強化

(4) 県産農畜産物の消費拡大対策の実施

原発事故による県産農畜産物への風評被害を払拭するためにも、これまで以上に、「純情産地いわて」県産農畜産物の消費拡大対策に取り組みます。

なお、取組にあたっては、全国運動として展開する「JAグループみんなのよい食プロジェクト」と一体的に展開します。

- ① 「純情産地いわて」県産農畜産物の消費拡大対策運動の実施。
- ② 「JAグループみんなのよい食プロジェクト」への取組

6. 純情産地いわてのファンづくりと情報発信

食料・農業・地域とそれを支えるJAへの理解醸成に向け、組合員はもとより県民・消費者に対して「農業・地域・JAの現場情報」について、各種メディアやJA広報誌等を通じてアピールすることにより「純情産地いわて」のファンづくりをすすめます。

(1) 食料・農業・地域・JAの理解促進とJAグループの一体感の醸成

東日本大震災からの復旧・復興やTPP等への対応等について、JAグループとして一体感のある情報発信を行うとともに、消費者・組合員・地域住民への「安全・安心な国産農畜産物の生産および消費拡大」「食料・農業・地域・JAへの理解促進」に取り組みます。

- ① 新聞等の各種メディアを活用した情報発信
- ② 組合員・地域住民に対するJA教育文化活動への参画促進
- ③ 「日本農業新聞」・「家の光」の普及推進

(2) 広報活動の位置づけの明確化と効果的な広報活動の推進

JAグループの広報活動の基本である「農業・地域・JAの現場情報」を、組合員はもとより、県民・消費者に対してわかりやすく発信していくために、パブリシティを基本としたトップ広報や地域密着型広報をすすめます。

- ① トップマネジメントとしての広報活動の取組と各組織の広報戦略の策定
- ② トップ広報の推進と役職員からの情報発信
- ③ 広報活動体制の強化
- ④ パブリシティを基本とする情報発信
- ⑤ JA広報誌等の活用による組合員第二世代・准組合員・地域住民への地域密着型広報活動の実践

※【パブリシティとは】

マスメディアに情報を提供し、記事または報道してもらう広報活動(有償広告とは異なる広報活動)のことです。

【トップ広報の事例とサポート体制(イメージ)】

○マスコミを活用した記者会見の実施		
○組織のホームページ、組織内イントラ等のインターネットを活用したトップメッセージの発信	◎情報提供(セミナー、テキスト等資料対応、具体事例紹介)	中央会 連合会 (新聞連等) 外部専門家等
○広報誌等の組織内発行物を活用したトップメッセージの発信		
○組織内ミーティング、集落座談会等への参加		
○記者、論説委員等との意見交換会への参加		

7. 協同組合の社会的認知度の向上

広報活動により、広く協同組合の価値や役割をPRするとともに、社会貢献活動、教育文化活動等を通じて社会的認知度の向上に取り組みます。

(1) JAいわてグループとしての展開

組合員・地域住民に対する教育文化活動の強化をはかります。

また、県内大学や有識者、学生団体と連携し、食料・農業・地域を守る活動を進め、相互理解を深めます。

- ① 組合員・地域住民に対する教育文化活動の強化
- ② 県内大学の学者、有識者らとの連携・支援による、食料・農業・地域を守る活動の推進
- ③ 食料・農業・地域に対して意識の高い学生団体の活動の支援
- ④ 社会貢献活動の実践

(2) 他の協同組合との連携

2012 国際協同組合年(IYC)を契機に、各協同組合組織が連携し、共通の課題に対して共同して取り組むこととします。

また、共同して情報発信することで、より多くの組合員・地域住民の関心を呼び、社会的認知度の向上をはかります。

- ① 共通の課題に対する組合員・地域住民に対する学習活動の強化
- ② 岩手県協同組合間提携協議会、岩手県地産地消協議会の活動の強化

Ⅱ 農を通じた豊かで暮らし ～ J A 暮らしの活動を通

情 勢

1. 環境の変化

- ①東日本大震災、東京電力福島第一原発事故による甚大な影響
- ②少子高齢化の進展
- ③地域社会の機能維持が困難

2. 地域づくりへの貢献と環境への配慮

- ①組合員・地域住民との「絆」「つながり」の再認識
- ②食と農を軸としたくらしや生活の安定、地域貢献への期待
- ③地域機能維持に向けた J A への期待の高まり
- ④温暖化防止、環境保全活動への意識の高まり

3. 国産農畜産物に対する関心の高まり

- ① T P P 参加交渉などわが国の食料のあり方に国民的危機感（安心・安全な国産農畜産物への要望）
- ②「みんなのよい食プロジェクト」の展開
- ③地産地消運動の展開

前 回 大 会 議 案 の 取 組 状 況

1. J A の総合性発揮による地域への貢献〔くらし・地域〕

（1）食農教育の展開

- ①食農教育プランの策定（全 J A）
- ②食農教育の取組（農業・農村体験学習、バケツ稲作り提供等）
- ③食農教育連絡会・懇談会、食農シンポジウムの開催による情報ネットワークの構築。

（2）助け合いを軸とした地域セーフティネット機能の発揮

- ①介護保険事業、高齢者生活支援事業、J A 健康寿命 100 歳プロジェクトの取組等

（3）地域コミュニティ活性化の「場」の設定

- ①くらしの活動の取組（全 J A）（農村・都市の交流・連携、市民農園・体験農園等）
- ②県女性協議会との連携した活動（マイ箸・マイバック、エコドライブ等）
- ③子育て支援活動の取組（学童農園等）

（4）地域貢献の取組

- ①新規就農支援対策による雇用の確保

⇒ J A 暮らしの活動の積極的展開と、それを担う人材の育成が必要。

取組の重点

農家組合等の地区・集落組織や女性パワーの充実・強化をはかり、組合員組織を起点としたくらしの活動に取り組めます。

また、組合員・地域住民との仲間づくり・絆づくりのため、地域活動の拠点を中心とした「1 協同活動」に取り組めます。

主要施策

1. 「JA地域くらし戦略」実践

- (1) JAくらしの活動とJA事業の連携をめざした「JA地域くらし戦略」の策定
- (2) 組合員組織を起点としたJAくらしの活動の展開
- (3) 組合員学習活動の実践
- (4) 地域活動の拠点を中心とした「1 協同活動」の実践
- (5) 支援体制等の整備

2. 地域のライフラインを支えるJAとしての総合機能の実践

- (1) 出向くくらしの相談体制づくり
- (2) 地域のライフライン的機能を果たす事業の展開
- (3) 組合員間・JA間交流によるネットワークづくり

3. 環境問題への配慮と地域循環型社会への取組

- (1) 脱原発・再生可能エネルギーの利活用への取組
- (2) 環境問題への取組

Ⅱ 農を通じた豊かで暮らしやすい地域社会の実現 ～ JAくらしの活動を通じた「絆」づくり ～

1. 「JA地域くらし戦略」の実践

「JAくらしの活動」と「JA事業」との連携により、組合員や地域住民が積極的にJAに集い、地域を盛り上げていく「JA地域くらし戦略」に取り組みます。

※【JAくらしの活動とは】

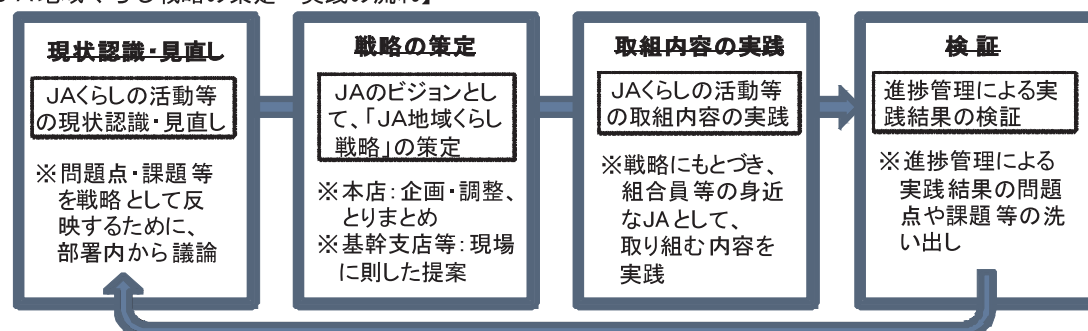
組合員・地域住民がくらしの中での様々な思いやニーズを実現していくために行う自主的な取組を、JAが食農教育や高齢者生活支援等を通じてサポートする活動のことです。

(1) JAくらしの活動とJA事業の連携をめざした「JA地域くらし戦略」の策定

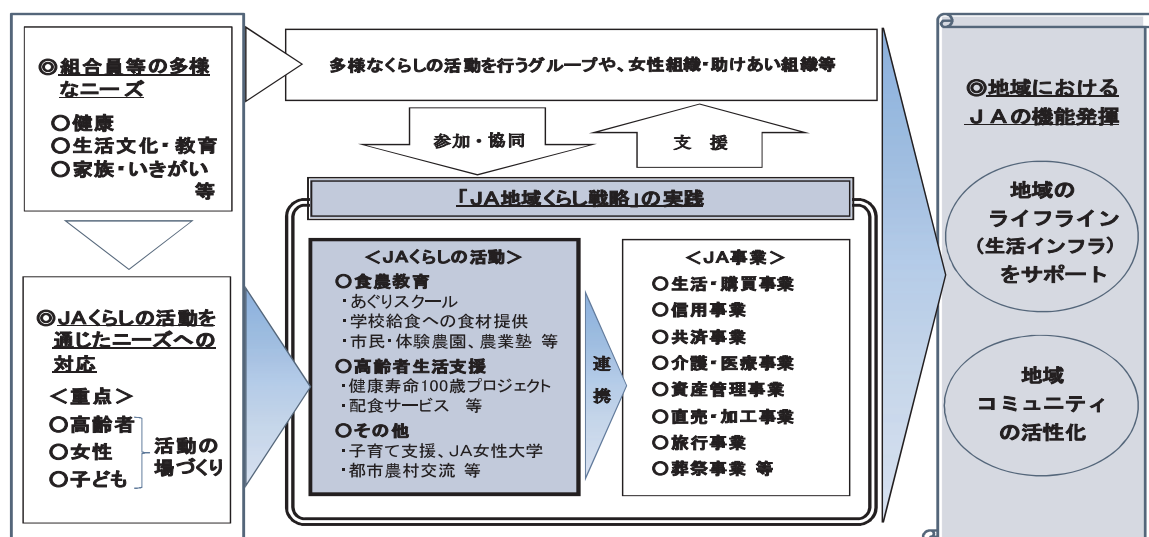
JAくらしの活動は、信用・共済・経済事業を支えるだけでなく、くらしの活動自体がこれら3事業に準じるものとして考えることができます。

こうしたことから、くらしの活動統括部署を企画部門に位置づけて、今まで実施してきたJAくらしの活動を担当部署間との連携により「JA地域くらし戦略」として策定します。

【JA地域くらし戦略の策定・実践の流れ】



【JA地域くらし戦略の実践による協同の輪の拡大（概念図）】



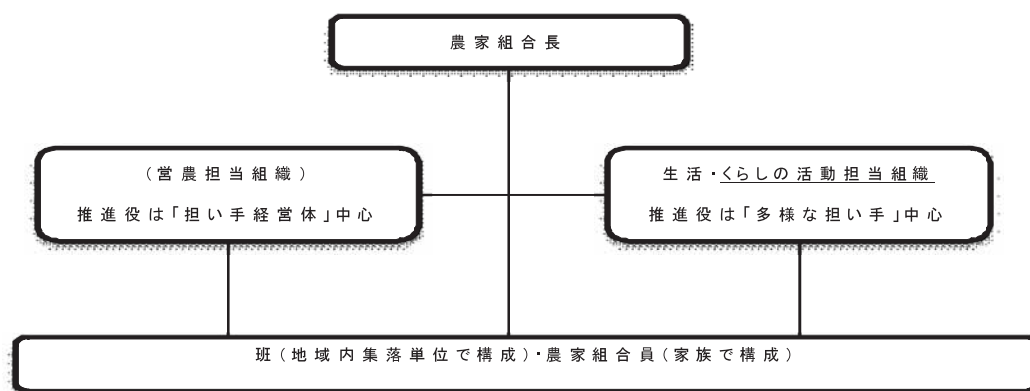
(2) 組合員組織を起点としたＪＡくらしの活動の展開

地域の基礎単位である農家組合等の組織の充実・強化をはかり、これらの基礎組織を起点とし、地区や集落、家族の絆を深めるためのくらしの活動を積極的に支援します。

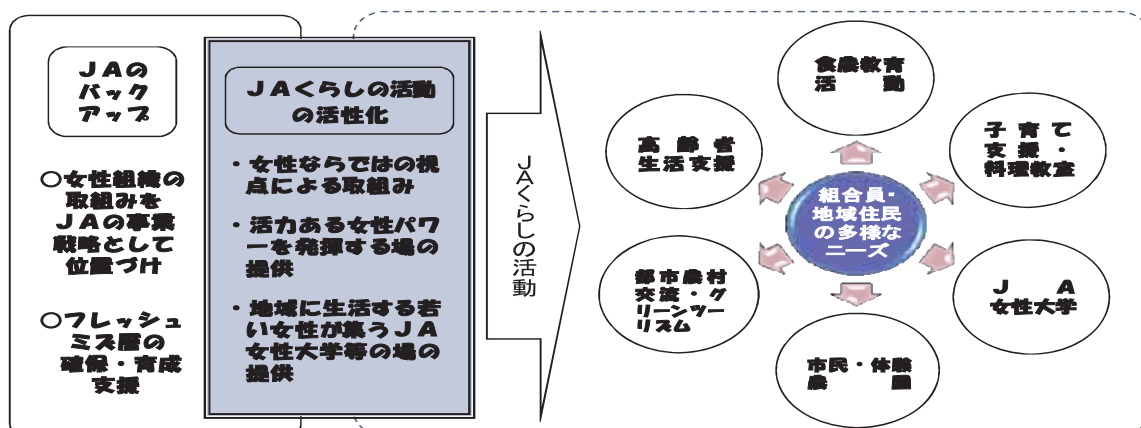
また、活力ある女性パワーを発揮する場を整え、女性ならではの視点によるくらしの活動の活性化に取り組みます。

- ① 地区・集落基礎組織（農家組合等）の体制強化
 - ア. くらしの活動班など内部担当組織の設置
 - イ. 兼業農家等「多様な担い手」のくらしの活動組織の推進役としての登用
- ② 女性パワーの積極的な位置付け
 - ア. 女性パワーを発揮する場の提供
 - ・ 女性組織の活動の「場」を女性組織支部単位に設置
 - ・ ＪＡ施設の女性組織活動への開放
 - イ. 地域に生活する若い女性が集う女性大学等の場の提供
 - ウ. ＪＡ助けあい組織との連携と支援

【地区・集落を基本とする組合員組織（例：農家組合）イメージ】



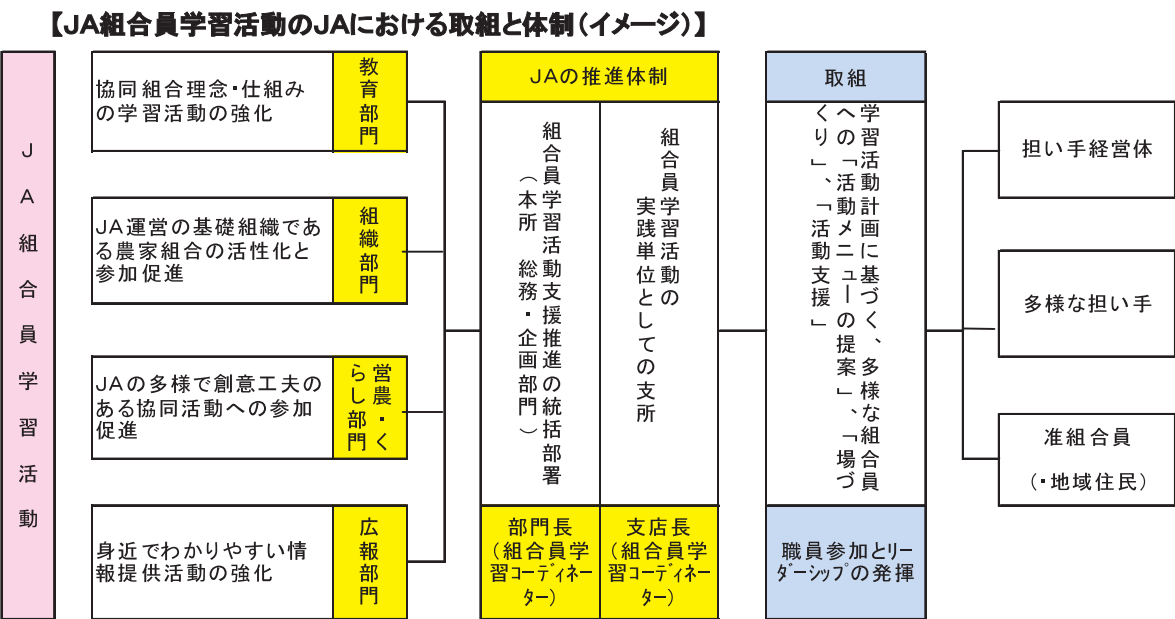
【女性パワーによる「ＪＡくらしの活動」の活性化イメージ】



（３）組合員学習活動の実践

地域農業の主役である組合員が協同活動へ積極的に参加していただくために、協同組合の精神（自治と協同）について組合員が生涯にわたって主体的に学べる学習活動の場づくりを積極的に支援します。

- ① 組合員学習計画づくり
 - ア. 協同組合の理念や特性を学ぶ教育研修活動
 - イ. J A の運営状況を理解し、発言する場としての農家組合等を通じた運営参加活動
 - ウ. 身近でわかりやすい情報提供活動
 - エ. 世代別・ライフスタイル別の様々な学習・組織活動
- ② 組合員が主体となった組合員学習委員会等の設置



（４）地域活動の拠点を中心とした「１協同活動」の実践

組合員・地域住民との仲間づくり・絆づくりのため、そして、地域に貢献し、地域の拠りどころとしてのJ Aをめざし、地域活動の拠点を中心とした「１協同活動」に取り組みます。

※主な活動（例）

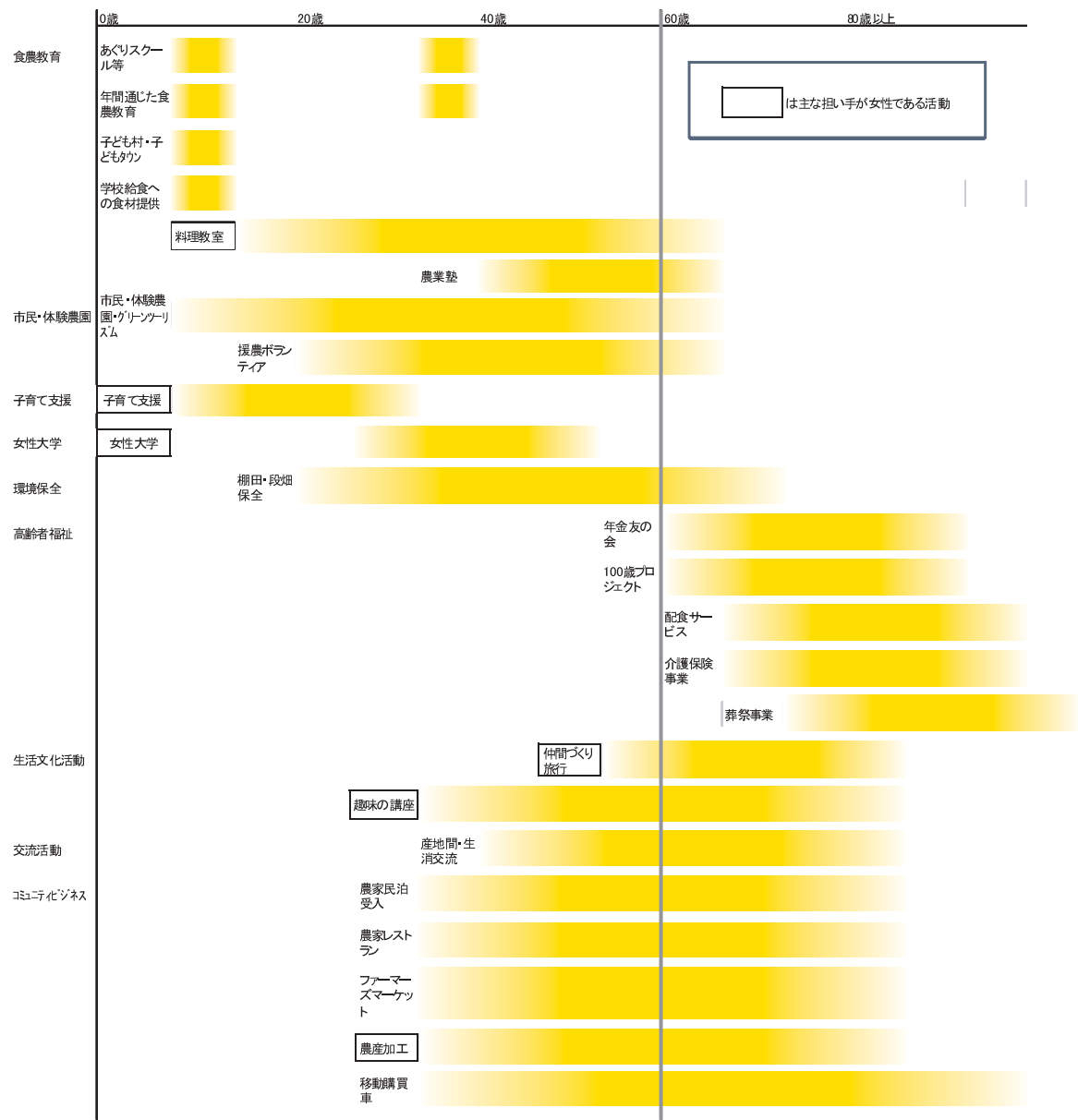
店舗美化、地域行事への参加、食農教育活動、地域清掃、交通安全活動、農畜産物試食会、農業まつり、地産地消料理教室、あいさつ、みだしなみ、野菜プレゼント、絵手紙教室、ゴルフ大会、〇〇旅行、ボランティア企画、助け合い組織等

(5) 支援体制等の整備

本店企画部門にくらしの活動担当者を配置するとともに、その実態に応じて地域活動の拠点である基幹支店（所）や営農センターに担当者を配置します。

- ① 体制
 - ア. くらしの活動統括部署（担当者）の設置
 - ※企画・提案、連携・調整、指導
 - イ. 基幹支店(所)や営農センターへの専任担当者の設置
 - ※企画・実践、地域の相談窓口機能
- ② J A くらしの活動を効果的にすすめるための「重点対象・重点メニュー」の設定

【JAくらしの活動・JA事業の対象者とメニュー(例)】



2. 地域のライフラインを支えるJAとしての総合機能の実践

JAの総合事業・活動を通じて引き続き地域のライフラインの一翼を担い、多様な組合員・地域住民・NPO・学校・行政等関係機関とともに、災害対応を含め地域を協同で支え、「豊かで暮らしやすい地域社会の実現」をめざします。

(1) 出向くくらしの相談体制づくり

JA基幹支店(所)や営農センターを拠点とした「JA地域くらし戦略」を展開することによって、くらしの活動担当者・信用渉外・LA等が得た事業横断な情報を共有できる体制づくりに取り組みます。

- ① 「JA地域くらし戦略」の展開による事業横断的な情報共有体制の構築
- ② 地域の相談窓口として組合員ニーズへの対応
- ③ 一斉訪問等による安心してくらせる相談活動の展開

(2) 地域のライフライン的機能を果たす事業の展開

多様な組合員・地域住民・NPO・学校・行政等関係機関とともに、災害対応を含め地域を協同で支える事業に取り組みます。

【ライフラインとJAとの事業・活動(例)】

広義のライフライン	JAの事業・活動(例)
○(生活インフラ) 交通・輸送・通信・電気・水道／ガス・ガソリン	生活事業、SS・LPガス
○衣	生活事業
○食	Aコープ、産地直売所、共同購入・JAくらしの宅配便、食材宅配、配食サービス、移動購買車
○住	宅地等供給事業・賃貸住宅、共済事業(建更)
○所得(雇用)	介護スタッフとしての雇用、直売・加工事業、農業塾、年金
○金融・共済	信用事業、共済事業
○医療・福祉	介護保険事業・助けあい活動等高齢者福祉、配置家庭薬、配食サービス、声かけ運動
○健康	健康診断活動、JA健康寿命100歳プロジェクト、軽農作業
○生活文化・教育	交流事業、食農教育、料理教室、あぐりスクール、地域の伝統継承、学校給食への食材提供、地産地消、教育文化活動、情報提供活動、
○環境	地域の美化活動
○防犯・防災	子ども110番等見守り、防災用品配備、地域防災対策、JA間交流
○コミュニティ	集落座談会、JA祭り、旅行事業(JAを拠点とした「集い」「ふれあい」「行き交う」旅行・催し企画の強化)、葬祭事業、直売・加工所、助けあい活動、農家レストラン等各種コミュニティビジネス
○家族・生きがい	相談活動、市民・体験農園、各種女性部・フレッシュミズ活動

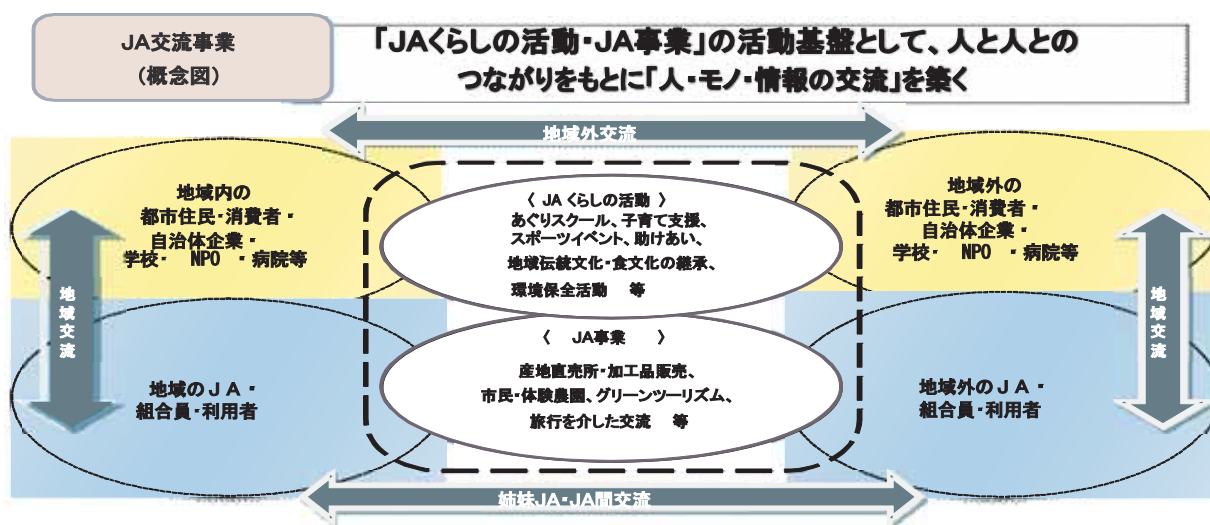
各JAが地域くらし戦略を策定し 取組むべき事業・活動を実践

(3) 組合員間・JA間交流によるネットワークづくり

地域内の組合員・地域住民や世代間の交流の活性化に加え、合併により広域化したJA管内における地域間交流や、県内はもとより県域を超えたJA間交流による「人・モノ・情報の幅広い交流」を展開します。

さらに、これらの交流による「つながり」を「絆」として、災害時にも相互支援として機能するネットワークづくりに取り組みます。

【JA交流事業(概念図)】



3. 環境問題への配慮と地域循環型社会への取組

東日本大震災により、エネルギーの重要性を現実のものとして体験する一方、福島第一原発事故により、原子力発電は安全なクリーンエネルギーではないことが再認識され、放射能汚染は農林水産業に多大な被害を与え続けています。

JAいわてグループは、原発の再稼働に反対するとともに、早期の脱原発をめざし、再生可能エネルギー（太陽光・水力・風力発電等の自然エネルギーや農畜産物からの燃料生成等）の利用促進に行政と連携をはかりながら取り組みます。

(1) 脱原発・再生可能エネルギーの利活用への取組

脱原発に向け、環境保全型エネルギーである再生可能エネルギーの利活用について行政と連携して取り組みます。

(2) 環境問題への取組

JAいわてグループは県・市町村、他の協同組合（生協、漁協、森林組合等）、女性組織協議会等と連携をはかり、積極的に省エネ・エコライフに取り組みます。

- ① 省エネルギー運動（事務所の節電・節水、エコドライブ等）
- ② 女性組織の「JA女性エコライフ宣言」（地球温暖化防止のための省エネルギー取組宣言）の支援と拡大
- ③ CO₂の削減（植樹、花いっぱい運動 等）

Ⅲ 組合員、地域住民等のニーズに ～ 「農業とくらし」を

情 勢

1. 組織基盤の脆弱化

- ①正組合員の減少と准組合員の増加（正組合員 平成20年→平成23年：6,594減少、准組合員 平成20年→平成23年：168増加）
- ②正組合員の高齢化の進行（平成23年度の70歳以上の割合：35%、60歳以上の割合：64%）
- ③青年部・女性部の会員数の減少（青年部 平成20年→平成23年：375名減少、女性部 平成20年→平成23年：3,794名減少）

2. 経営基盤の弱体化

- ①出資金の減少（平成20年→平成23年：624百万円減少）
- ②事業総利益の減少傾向・コスト削減による事業利益捻出の限界（百万円）

項目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
事業総利益	29,481	29,135	28,964	29,502
事業管理費	27,815	28,246	27,913	27,207
事業利益	1,666	889	1,051	2,295

※農協要覧より

3. 求められる質の高いJAの経営管理

- ①経営管理体制の強化
- ②場所別部門別損益管理の徹底および赤字部門の収支改善
- ③不祥事未然防止等コンプライアンス態勢の強化
- ④役職員の人材育成の強化

前 回 大 会 議 案 の 取 組 状 況

3. 協同を支える安定したJA経営の確立

（1）組織基盤の拡充と事業基盤の強化および組合員との関係強化

- ①組織・事業基盤の拡充・強化と組合員との関係強化に向けた活動の手引の作成と周知
- ②JA運営への女性参画の促進（平成20年→平成23年：総代104名増加、理事2名増加、監事2名増加、参与1名減少）

（2）経営健全化計画の実践と事業の効率化

- ①経営健全化計画（再発防止策）の取組
 - ・当期剰余金の確保（平成20年度から23年度までの累積：計画対比132.8%）
 - ・農家ランク制度、総与信管理の実践
- ②合併に向けた両磐地区の合併検討協議会設置

（3）活力ある職場づくり

- ①活力ある職場づくり推進会議の開催、次世代リーダー育成研修による中核人材育成

⇒ 引き続き、組合員組織基盤の強化、経営健全化計画の実践、合併を含めた組織再編、人材育成の強化が必要。

十分に応えうる組織・経営基盤の確立
支える経営基盤づくり ～

取組の重点

事業利用による組合員との信頼性・親密性を高める取組（ＪＡ利用ステージアップ戦略）を基本に据え、組合員拡大および複数事業利用の拡大に向けた活動を展開します。

また、経営健全化計画および信用事業強化計画・総合事業計画の着実な実践に取り組みます。

主要施策

１．「ＪＡ経営基盤戦略」の実践

- （１）総合力発揮によるＪＡ経営基盤戦略の策定
- （２）組合員の世代交代への対応強化
- （３）経営健全化計画等の実践

２．組合員組織の活性化と女性・担い手等のＪＡ運営への参画促進

- （１）組合員組織の活性化
- （２）女性・担い手等のＪＡ運営への参加促進

３．健全経営にふさわしい経営態勢の確立

- （１）企画部門と組合員との接点の体制強化
- （２）専任役員の資格要件（フィットアンドプロパー）
- （３）内部統制とリスク管理強化
- （４）不祥事再発防止・未然防止への対応
- （５）内部監査等との連携

４．協同組合としての人材育成と「活力ある職場づくり」

- （１）役員層の自己啓発
- （２）総合力を発揮する人材育成に向けた取組
- （３）職員基本研修の実施と中核人材の育成
- （４）活力ある職場づくり

５．各事業の実践

Ⅲ 組合員、地域住民等のニーズに十分に応えうる組織・経営基盤の確立 ～ 「農業とくらし」を支える経営基盤づくり ～

1. 「JA経営基盤戦略」の実践

これまで地域を支え、JAをつくりあげてきた70歳以上の正組合員（第一世代）の大量の世代交代が迫っています。次世代に対する円滑な承継がなされない場合は、資本流出による財務基盤の弱体化はもとより、事業量の一層の減少を来し、合理化が限界に達しつつある経営のもとでは、さらなる合理化が一層の事業の縮小、経営の悪化を招きかねません。このような構造的な負のスパイラルに陥らないためには、世代交代対策をはじめとした組織基盤強化など事業伸長に向けた取組が必要です。したがって、世代交代対策として、組合員との接点を増やすこと、組合員ニーズに即し総合力を発揮したきめ細かい対応を行うこと、特に第一世代が現役であるうちに、第一世代の後継者（第二世代）に対して日常的にJAとしての接点を持つ活動・事業展開が重要です。

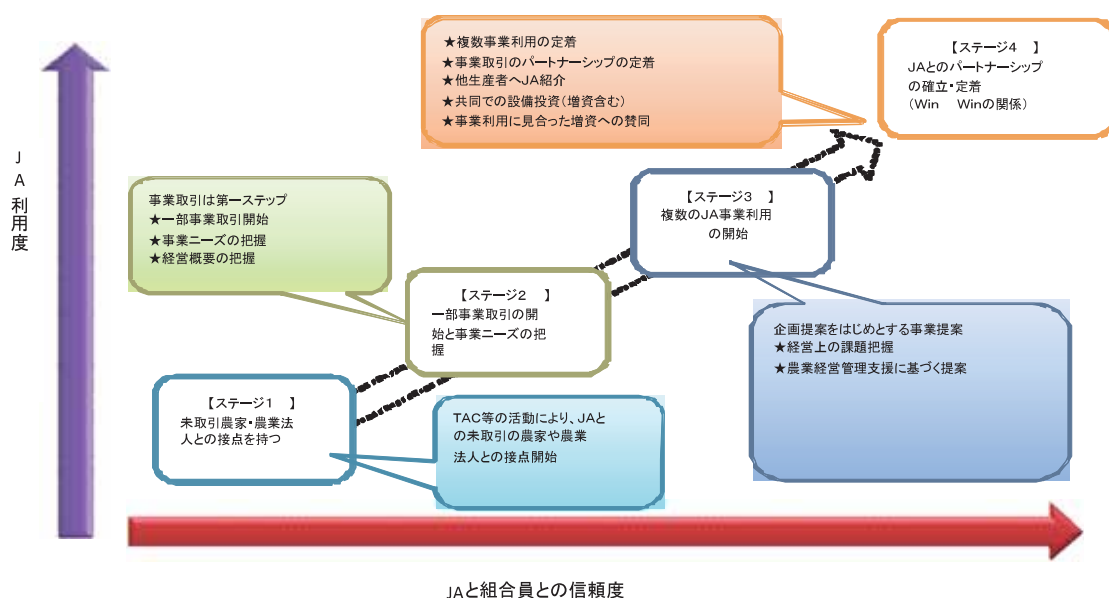
これらをふまえ、JAは地域に即した戦略の確立に取り組みます。

（1）総合力発揮によるJA経営基盤戦略の策定

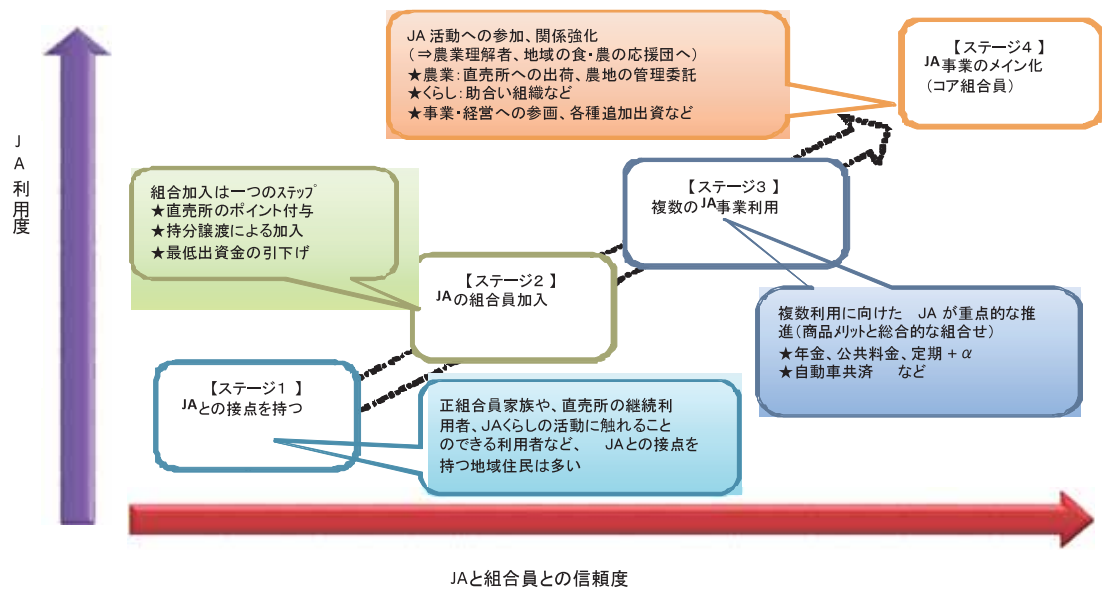
JAは組織・財務・事業基盤の現状や見通し、地域特性などをふまえたうえでJA自らのビジョンを描き、安定的な経営基盤の確保に向けて、「JA経営基盤戦略」を策定します。「JA経営基盤戦略」の策定にあたっては、足元の収支構造と今後の見通しをふまえた上で、組合員拡大、財務・資本強化、事業伸長による収益拡大等の戦略を設定します。

また、基本戦略として総合事業の特性を十分に活かした接点づくり「JA利用ステージアップ戦略」を策定し、組合員との信頼関係の深化と事業裾野の拡大に向けた取組を実践します。

（地域農業の主体である担い手経営体のステージアップ例）



(地域住民のステージアップ例)



(参考) 対象者の属性に応じた組合員加入促進・資格承継対策					
年齢層	新規就農者 ・ 帰農者	後継者		(参考) 現役組合員	
		農業後継意思あり	農業後継意思なし		
	対応内容	対応内容	対応内容	年齢層	対応内容
20 歳未満	* 就農にかかる農業高校生や大学生への働きかけ・啓発	○●同左		60 歳未満	
20 歳代	* 新規就農者奨励制度（嘱託職員として一定期間 J A が雇用する等）の実施 * 就農に伴う女性部・青年部への加入と正組合員加入	○●広報誌の直送 ○子供向けイベント（農業体験等）や後継者向けイベント（スポーツ大会等）の提案 ●帰省時の訪問・面談 ●地域外准組合員制度の活用 ○後継者クラブ、サークル文化活動等への加入提案 ○准組合員加入の提案	○広報誌の直送 ●帰省時の訪問・面談 ●地域外准組合員制度の活用 ○●農地保全等総合的支援事業の提案 ●安否確認の提案	60 歳代	○相続税対策の提案（資産管理事業等） ○健康管理支援
30 歳代		○家計のメイン化（J A への給振・公共料金引落口座等の集約化）の提案		70 歳代以上	○農地の保全提案 ○介護支援 ○食材宅配 ○年金宅配
40 歳代		○●定年帰農講座 ○●農業経営者としての自立支援 ○●就農に伴う正組合員加入 ○●相続関係の支援 ○●高齢者クラブへの加入提案			
50 歳代	* 団塊世代の新規就農や帰農に伴う正組合員加入		○●相続関係の支援		
60 歳代					
○ 後継者が親と同居、もしくは地区内居住（別居） ● 後継者が地区外居住（別居）					

(2) 組合員の世代交代への対応強化

J A との結びつきの強い組合員第一世代（70 才以上の正組合員）の本格的な世代交代が迫る中で、J A はこれまで第一世代に支えられて事業展開をしてきており、J A の事業・財務に対する影響が懸念されます。このため、利用者総合情報システム等を活用し、次世代（第二世代）への円滑な承継に向けた取組を強化するとともに、組合員拡大および複数事業利用の拡大に向けた事業展開を促進します。

また、組合員メリットの具現化のため、財務基盤の見通しをふまえ、総合ポイントの活用にかかる検討をすすめます。

- ① 世代交代対応に係る重点対象層の設定
- ② 利用者情報の効果的活用による接点づくり、ニーズの把握、正組合員の次世代への円滑な承継、次世代との新たな関係づくり
 - ア．正組合員の円滑な承継
 - ・組合員第一世代とその後継者に関する組合員情報の整理
 - ・世代交代対応に向けての重点対象者の明確化
 - ・正組合員の次世代への円滑な承継と事業利用拡大推進
 - イ．総合力発揮に向けた事業展開
 - ・渉外担当者が得た事業横断的な組合員情報および他の様々な活動で得た情報の蓄積・共有化
 - ・家族名寄せ（世代間の事業利用実態把握）による複数事業利用・他事業の取引深化・次世代への事業展開の促進
 - ウ．新規組合員加入促進
 - ・員外利用者の把握と事業利用・組合員加入促進

（世代交代への対応強化法イメージ）

重点対象層	具体的な対応(例示)
第一世代とその後継者(第二世代)	第一世代が現役であるうちに、第一世代の後継者(第二世代)に対して日常的にJAとしての接点を持つことが重要。日頃からの接点づくりの取組(傾聴、相談活動)を通じ、世代交代に伴い発生する多岐にわたるニーズ(農地・資産の相続や管理・保全、遺言、事業の承継など)を把握し、“組合員のくらしと資産を守る”観点から、JAの総合力を発揮しながら、こうしたニーズへの的確な対応が図られる体制を構築する。
管内居住の組合員第二世代	正組合員としての継承をめざし一部農地での自給的・地産地消型農業の提案を行い、また、農業後継者以外の第二、第三世代に対しては、育児に係るJ A ぐらしの活動・事業の提案や地域活動への参加提案を行うなど、次世代の協同組合づくりに向け、地域営農ビジョンやJ A ぐらしの活動の取組を進める。
管外居住の第二世代	地元の第一世代や在住J A との連携などにより、農畜産物宅配など地元J A の事業利用を働きかけ、准組合員としての関係構築を目指す。

(3) 経営健全化計画等の実践

平成 20 年度に策定した経営健全化計画（再発防止策）の実践はもとより、改正再編強化法に基づく信用事業強化計画・総合事業計画（震災特例支援 J A）の確実な実践に取り組みます。

また、万全な J A 経営基盤の確立に向けて引き続き 6 J A 構想の実現に努めるとともに、J A を取り巻く経営環境の急激な変化や J A バンク 基本方針に定める震災特例支援への対応等をふまえ、必要に応じて 6 J A 構想の枠組みを超えた組織再編を検討します。

① 経営健全化計画の実践・進捗管理の徹底

※ 経営健全化計画（再発防止策）とは、二度と経営不振に陥らないよう強固な経営基盤を確立し、地域に貢献できる J A をめざして策定した、平成 20 年度を初年度とする 10 か年計画です。

② 信用事業強化計画・総合事業計画の実践・進捗管理の徹底

※ 信用事業強化計画・総合事業計画とは、東日本大震災により被災した J A において、引き続き組合員・利用者に安定した金融機能を提供するため資本注入を受けるに当たり、当該被災 J A の財務基盤を確保し、組合員に対する信用供与の円滑化と被災者支援をはじめとする被災地域の復興に資する方策を実践するために策定した、平成 23 年度を初年度とする 5 か年計画です。

③ J A 合併等の組織再編の検討・推進

2. 組合員組織の活性化と女性・担い手等の J A 運営への参画促進

今後の地域農業の発展に重要な役割を果たす部会や女性・青年組織等の組合員組織の活性化をはかるとともに、多様な意見を J A 事業へ反映できるよう女性、青年、担い手経営体等の J A 運営への参画をすすめます。

(1) 組合員組織の活性化

地域営農ビジョン運動の展開をふまえ、担い手経営体を中心とする部会組織の見直し・活性化に取り組むとともに、くらしの活動や組合員学習等を通じて多様な組合員組織の育成・活動を支援します。また、青年部・女性部の組織強化が喫緊の課題であることから、「J A 青年部仲間づくり運動」や「フレッシュミズ層の組織化」等部員の確保・育成に向けた取組を積極的に支援します。

(2) 女性・担い手等の J A 運営への参加促進

女性、青年、担い手経営体等は地域農業の重要な農業者であることから、正組合員化、総代への就任、役員への登用等をすすめます。

特に、地域における女性や青年等後継者の役割が大きくなる中で、女性・青年ならではの発想を J A 事業へ生かすため、数値目標を設定するとともに、目標達成に向けた具体策を策定します。

① 女性の J A 運営参画目標値

ア. 正組合員に占める女性の割合：25%

イ. 総代に占める女性の割合：10%

ウ. 女性理事等：2 名以上

② 青年の J A 運営参画目標値

ア. 正組合員化促進：全青年部員

イ. 総代に占める青年部員の割合：概ね 2 割

ウ. 理事等：1 名

※（参考 1）女性の J A 運営参画状況（平成 23 年度末）

- ・正組合員に占める女性の割合：16.2%
- ・総代に占める女性の割合：6.4%
- ・女性役員が 2 名以上の J A：4 J A

※（参考 2）

女性役員の登用について（「農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針」より抜粋）

1. 「略

食料・農業・農村基本計画（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定）においても、同様に、農協の女性役員や女性農業委員等の登用増等の目標を設定し、その結果の実現のための普及・啓発等を実施することとされており、具体的には、

ア 役員に女性が 1 人も登用されていない組織を次回の役員改選時までに解消すること

イ 平成 27 年 3 月までに、各組織において 2 名以上の女性役員の選出を確実に達成することとしている。（「新たな食料・農業・農村基本計画を踏まえた女性の登用促進のための普及・啓発について」（平成 22 年 8 月 3 日付け 22 経営第 2424 号農林水産省経営局長通知）） 略

2. 「略

短期的に女性役員の登用を促進する観点から、（略）平成 24 年度に開催される通常総会までに限り、上記(3)②イの非常勤理事数に関する規定は、適用しないものとする。」

（※(3)②イ 非常勤理事数について

非常勤理事を増加させることは理事会の開催を困難なものとし、開催頻度が低下する可能性が高いので、好ましくないものと考えられる。このため、非常勤理事を増加させようとする組合については、定款変更を認可せず経営管理委員会制度を導入するよう指導するものとする。）

【女性・担い手等のＪＡ運営への参加促進にかかる目標達成のための具体策（例）】

正組合員に占める女性の割合	・ 女性大学や農業経営等に関する学習の場の設定 ・ 女性理事等枠の設定（女性理事等枠を設ける場合には、１ＪＡ２名以上とする） ・ 一戸複数組合員制の一層の推進 ・ 女性組織等を対象とした組合員加入促進対策の展開 ・ 仲間づくり活動の活性化や交流のための旅行等の場の提供
総代に占める女性の割合	
理事または経営管理委員に占める女性役員等	
理事または経営管理委員に占める青年部員の数、青年部員の正組合員加入	・ 一戸複数組合員制の一層の推進 ・ 農業後継者の農業経営等に関する学習の場の設定

【ＪＡにおける女性役員の活躍事例】

事業運営における事例	○地産地消と栄養バランスにこだわった弁当を女性理事が発案し、弁当の品質が向上 ○消費者目線という女性ならではの感覚を活かし、ＪＡのブランドマークや商品のパッケージを開発 ○女性理事と支店の女性部長がモニタリングによる検討を重ね、地域農産物を使った化粧品を地元業者と共同開発 ○女性理事に金融の窓口対応コンクールの審査員や経済事業での商品のモニターをしてもらうことによる女性や利用者の視点での意見の取り入れ
組合運営における事例	○会議が形式ばらず、発言しやすい雰囲気に改善 ○女性理事が直接ＪＡの管理職に対し、育児・介護を担う職員への配慮を提言し、女性職員が働きやすい環境作りに寄与 ○食農教育や介護・福祉など女性部が深く関わるテーマについて理事会の議論が活発化

3. 健全経営にふさわしい経営態勢の確立

健全経営にふさわしい経営態勢の確立のため、求められる経営資源の再配置、専任役員の資格要件設定、総合的なリスク管理態勢の構築に取り組みます。

（１）企画部門と組合員との接点の体制強化

戦略策定・実践の要としての企画部門の体制強化をはかります。そのもとで「選択と集中」による経営資源を再配置し、渉外・支店窓口など組合員との接点となる部門の充実に努めます。

（２）専任役員の資格要件（フィットアンドプロパー）

各部門の専任担当役員については、当該分野の管理職の経験を前提とするなど、今後、事業毎に様々な施策を検討していきます。

（３）内部統制とリスク管理強化

金融庁による三者（財務局・農政局・都道府県）要請検査をふまえ、経営上の課題（体制整備、経営計画・実践、内部監査、法令等遵守態勢など）について十分整備するため、内部管理のＰＤＣＡを回せるよう、総合的なリスク管理態勢を構築します。

また、内部監査・リスク管理部門については、金融検査マニュアルなどで求められる必要な体制を整備します。

(4) 不祥事再発防止・未然防止への対応

不祥事が発生していることをふまえ、J Aが自らリスクを把握し、内部チェック機能の実効性確保、事務能力の強化、人材育成など改善に取り組みます。

(5) 内部監査等との連携

経営管理態勢の実効性・効率性を確保するため、監事・内部監査と、全国監査機構の業務監査、経営指導との連携を強化します。

4. 協同組合としての人材育成と「活力ある職場づくり」

2012 国際協同組合年（I Y C）を契機に、役職員があらためてJ Aの存在意義と役割を考え、J A理念を学び実践できる「人づくり」に取り組みます。

そのために、役員層の自己啓発の場づくり、活力ある職場づくりをすすめるとともに、総合力を発揮する人材、中核人材の育成に取り組みます。

(1) 役員層の自己啓発

役員層については、J A理念と環境変化に対応したJ A運営を実践するために、役員としての職務遂行能力の向上、トップマネジメントとリーダーシップ発揮のための研修を実施するなど、役員の自己啓発の場づくりに取り組みます。

(2) 総合力を発揮する人材育成に向けた取組

「人事労務管理体制の確立」および「人事部門の体制強化」に取り組むとともに、職員が自ら学び、考え、行動するよう、「トータル人事制度」の確立と運用をすすめ、日常業務における学びと教育研修を効果的に実施します。

- ① 人事・教育担当部門の充実・強化
- ② 専門性を発揮する「質的にレベルの高い事業推進」を実践できる人材の育成
- ③ トータル人事制度と人事ローテーションの整備・運用
- ④ メンタルヘルス等に対応した適正な労務管理の実践

(3) 職員基本研修の実施と中核人材の育成

J A理念、各階層別の役割、マネジメントの基礎知識などの理解・習得のための基本教育研修を実施するとともに、高度で専門的な研修等は、全国連と連携してすすめるなど組織力を生かした取組を実践します。

また、経営管理の高度化を担う中核人材の育成に継続して取り組みます。

- ① 資格認証試験、専門研修、階層別マネジメント研修の実施
- ② J A経営マスターコースへの派遣促進
- ③ 次世代リーダー育成研修（東北ブロック共同開催）への参加促進

(4) 活力ある職場づくり

職員にとって職場そのものが最大の学習の場でもあるため、「学習する職場風土づくり」、「職員が自ら考え行動する職場風土づくり」として「活力ある職場づくり」をすすめます。「活力ある職場づくり」は、自分たちでできる地道な取組が評価されることで、職員の資質を向上させ、働きがい・職員満足を生み出すほか、職場全体のレベルアップ、J A事業や協同活動の充実、組合員満足の向上につながる取組です。

5. 各事業の実践

事業管理費の削減による経営は限界であるため、事業伸長型経営への転換をめざすとともに、連合会は各事業においてJ Aの事業展開を支え、補完する取組を行います。

(1) 営農指導事業

「純情産地いわて」の農畜産物生産基盤の維持・拡大をはかるため、担い手経営体への充実した支援活動を行うとともに、各種検査・分析を通じて効果的な生産活動に寄与します。

- ① 担い手経営体の経営安定をはかるための担い手経営体総合窓口担当者（T A C等）活動の充実
- ② 原発事故による農畜産物の放射能自主検査体制の強化
- ③ 生産コスト低減を目的とした土壌分析を中心とする各種検査の充実

(2) 販売利用事業

多様な販売手法の実践により生産者収益の確保をはかるとともに、販売を起点とした生産提案の実施や、生産振興対策事業などの実践により生産基盤の拡充をはかります。

- ① 広域集出荷施設を有効活用した米の集荷拡大と、担い手ニーズに沿った集荷対応の実践
- ② 販売先との播種前契約等の拡大や多様な販売手法による早期および有利販売の実施
- ③ 生産者収益の安定確保に向けた、園芸品目における契約的販売（直送、買取業務・加工等）の充実・強化
- ④ 園芸品目での新規就農に向けた支援や単収向上対策支援事業の展開
- ⑤ J A間連携に基づく園芸品目の共同販売強化による有利販売の実践
- ⑥ 和牛生産拡大のための繁殖生産基盤対策等の継続や子牛哺育・育成事業の展開
- ⑦ 実需者への豚肉安定供給に向けた安定生産のための関係会社との連携強化

⑧ 生乳安定生産に向けた生産性向上対策の継続と指導体制の強化

(3) 購買事業

生産基盤縮小による商系との競争激化に対応し、生産者へのきめ細かい対応による利便性の向上や、生産コスト低減に向けた取組、さらには新たな事業展開を行い J A グループの購買力強化をはかります。

- ① 土壌診断に基づく B B 肥料の現地銘柄の拡充と農薬の系統独自品目の普及拡大によるコスト低減の実施
- ② 生産組合や大型農家に対する J A ・連合会の一体的推進体制の構築
- ③ L P ガス 24 時間保安体制の充実
- ④ エネルギー事情に対応したガスと太陽光発電によるホームエネルギーの普及拡大
- ⑤ S S の統廃合とセルフ化推進による運営コスト低減と県内シェアのアップ
- ⑥ 生産コスト低減に向けた中古・レンタル農機取扱強化と農機独自システム（ネットワークによる在庫検索等）による組合員への利便性の向上
- ⑦ 農機一体運営拠点の拡大と安定経営に向けた取組や J A グループの基盤強化（人づくり、仕組づくり、結果づくり）の実践
- ⑧ 魅力ある A コープ店舗づくりの実践
- ⑨ 組合員家族構成の実態に即した食材宅配事業の展開など、ニーズに対応できる事業の展開

(4) 信用事業

少子高齢化や J A 組合員の世代交代など存立基盤が構造変化している厳しい情勢を認識し、組合員および地域の多様な金融ニーズに的確に対応することにより、将来にわたり農業および生活メインバンク機能を発揮していきます。そのため、J A バンク岩手の事業運営の強化・高度化に取り組みます。

また、東日本大震災で被災した J A 組合員・利用者等の本格復興・事業再生を最優先課題として、J A バンク一体となって諸対策を実施していきます。

- ① 事業推進
 - ア. 組合員・顧客や地域のニーズに立脚した利用者視点の事業展開
 - イ. 世帯取引・次世代取引の拡充および既利用者との取引深耕並びに新規利用者の拡大
 - ウ. 6 次産業化支援等による大規模農業者や農業担い手等に対する農業金融サービスの強化
 - エ. 復興支援商品の提供および二重債務問題への取組等による復興再生支援
- ② 経営管理
 - ア. 財務・経営基盤の確立・強化および経営健全化計画・信用事業強化計画の実践

- イ. J A・信連の一体的事業運営による J Aバンク岩手の効率化促進
- ウ. 多様化・高度化する金融ニーズに対応できる人材の確保・育成

(5) 共済事業

組合員・利用者への最良の保障・サービスを提供するため、より地域に密着した J Aらしい事業活動を展開します。そのため、J A・連合会は、組合員・利用者の満足度向上に向けて、それぞれの機能強化と一体的な事業運営に取り組みます。

また、東日本大震災を教訓とし、建物・家財の万全な保障を提供するとともに、大規模自然災害発生時における査定体制の構築に取り組みます。

- ① 3 Q訪問活動を通じた全戸訪問と保障点検活動の実践
- ② 若年層・次世代層との接点強化への取組
- ③ 地域の特性に応じた推進活動の展開
- ④ 組合員・利用者の満足度向上に向けた共済部門の体制強化・人材育成に向けた取組
- ⑤ 東日本大震災を教訓とした建物・家財・自動車の万全な保障提供と大規模自然災害発生時における査定体制の構築
- ⑥ 連合会の J Aに対する指導・サポート機能の強化

(6) 厚生事業

全国運動と呼応した「J A健康寿命 100 歳プロジェクト」の展開をベースとして、地域のセーフティネットの充実をはかり、助けあい活動等の高齢者福祉活動、ならびに介護保険事業の拡充に向け、適切な情報提供や地域包括ケアシステムの取組をすすめます。

また、組合員・組合員家族・地域住民が健康で豊かな生活を送れる健康寿命の延伸をめざし、生きがいのあるくらしづくりに向けた健康教育活動や人間ドック等に重点を置いた健康増進活動に取り組みます。

※【J A健康寿命 100 歳プロジェクトとは】

組合員・家族・地域住民が自立して健康にらせる期間（健康寿命）を伸ばすため、「運動」「食事」「健診・介護・医療」の3つの柱を中心に取り組み、元気に 100 歳をめざすこと。

① 健康増進活動

- ア. J A部門間連携による横断的な J A健康寿命 100 歳プロジェクトの展開
- イ. 組合員・地域住民の健康意識高揚に向けた健康教育活動の取り組み強化
- ウ. 担い手等若年層の人間ドック等に重点を置いた健診受診率向上に向けた取組

② 高齢者福祉活動

ア. 地域の J A 助けあい組織や地域ボランティア組織による高齢者支援活動の推進

イ. 高齢者の生きがいづくりと社会参加の支援

ウ. 介護保険事業の円滑な運営

エ. 介護保険制度改正を踏まえた新規事業の展開

進捗管理

1. 大会決議の実践

大会議案に掲げた「『絆』づくり」の取組は、ＪＡいわてグループにおける向こう３年間の大きな方針になります。

特に次の６つは最重点事項として取り組むものです。

① 農業を通じた「絆」づくり【ＪＡ地域農業戦略】

- 農家自らの話し合いによって描く「地域営農ビジョン運動」を実践し、地域・集落の担い手を明確にするとともに、農業生産の拡大、農業所得の向上に取り組みます。
- 個人経営の集合体である集落営農組織（任意組織）から経営多角化等農業所得の向上を期待できる法人化への移行を促進します。

② ＪＡくらしの活動を通じた「絆」づくり【ＪＡ地域くらし戦略】

- 農家組合等の地区・集落組織や女性パワーの充実・強化をはかり、組合員組織を起点としたＪＡくらしの活動に取り組みます。
- 組合員・地域住民との仲間づくり・絆づくりのため、地域活動の拠点を中心とした「１ 協同活動」に取り組みます。

③ 「農業とくらし」を支える経営基盤づくり【ＪＡ経営基盤戦略】

- 事業利用による組合員との信頼性・親密性を高める取組（ＪＡ利用ステージアップ戦略）を基本に据え、組合員拡大および複数事業利用の拡大に向けた活動を展開します。
- 経営健全化計画および信用事業強化計画・総合事業計画の着実な実践に取り組みます。

ＪＡにおいては、それぞれのおかれた環境のもと、取組事項を明確にし、その具体策を検討しながら中期計画や毎事業年度計画に反映して取り組みます。

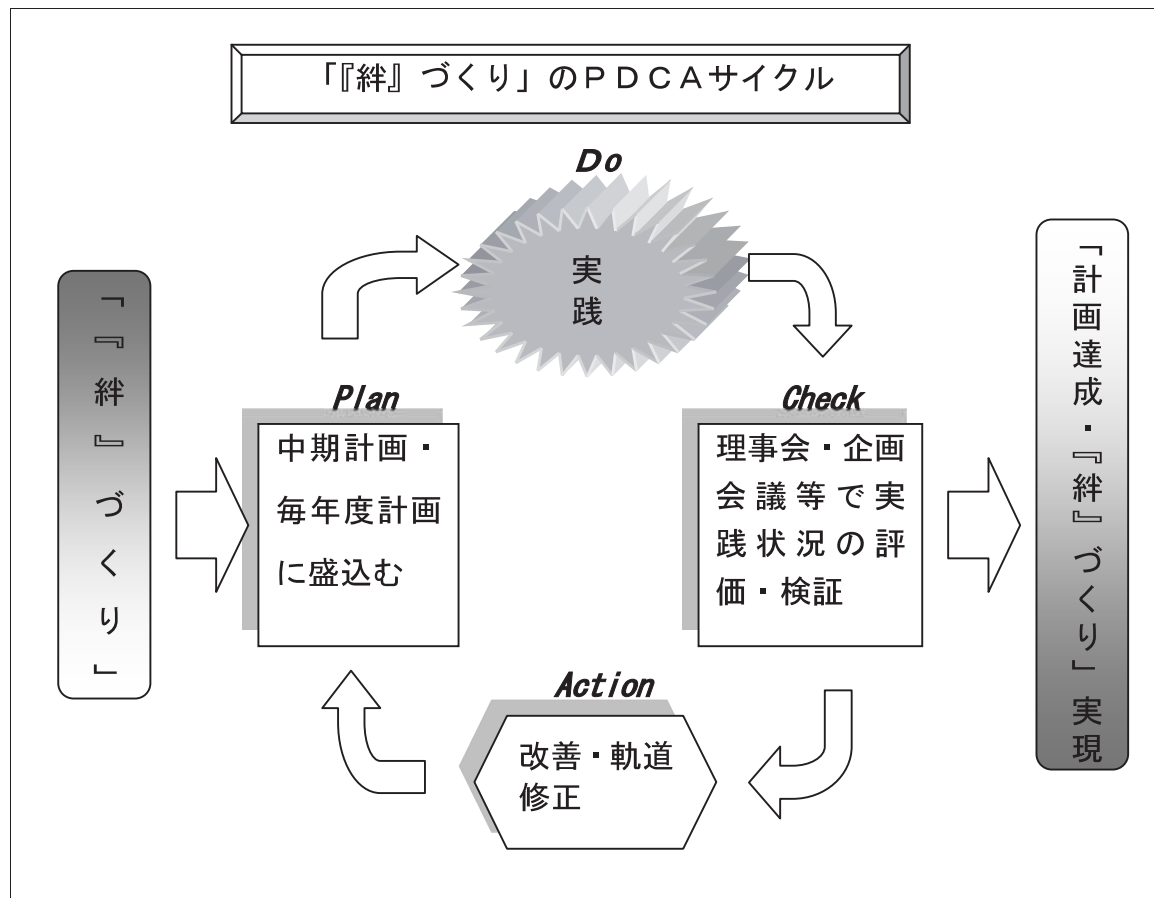
実践にあたっては、経営トップから現場担当職員まで「『絆』づくり」の取組を共有します。

中央会・連合会は、会員の負託に応える事業展開に資するため、ＪＡの多様な「『絆』づくり」の取組に対応し補完機能を発揮するとともに、事業の重点化・効率化をはかります。

2. 進捗管理

J Aは、中期計画や毎事業年度計画に盛り込んだ「『絆』づくり」の取組について、経営管理委員会・理事会等で実践状況の評価・検証を行い、PDCAサイクルを徹底しながら進捗管理を行います。

中央会・連合会は、J Aとの各種会議を通じて進捗状況を把握するとともに、個別支援を行います。





協同組合がよりよい社会を築きます

